

# 1. 議 事 日 程 (初日)

(平成26年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成26年6月11日

9時01分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第1号 専決処分(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	8
日程第5	報告第2号 専決処分(那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	9
日程第6	報告第3号 専決処分(那智勝浦町老人医療費支給条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	15
日程第7	報告第4号 専決処分(那智勝浦町障害程度区分等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	18
日程第8	報告第5号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	19
日程第9	報告第6号 専決処分(平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8号))した事件の承認について	21
日程第10	報告第7号 専決処分(平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	37
日程第11	報告第8号 専決処分(平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第2号))した事件の承認について	40
日程第12	報告第9号 専決処分(平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	42
日程第13	報告第10号 専決処分(平成25年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	43
日程第14	報告第11号 専決処分(平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	45
日程第15	報告第12号 専決処分(串の谷川河川災害復旧工事請負契約の変更)した事件の承認について	47
日程第16	報告第13号 専決処分(長野川河川災害復旧工事請負契約の変更)した事件の承認について	49

日程第17	報告第14号	平成25年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 について……………	50
日程第18	報告第15号	平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計予算繰越明 許費繰越計算書について……………	50
日程第19	報告第16号	平成25年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書につい て……………	51
日程第20	議案第46号	町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する 条例……………	52
日程第21	議案第47号	那智勝浦町立保育所設置条例の一部を改正する条例……………	56
日程第22	議案第48号	那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例……………	56
日程第23	議案第49号	平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）……………	59
日程第24	議案第50号	太田川取水・浄水施設築造（機械・電気設備）工事請負契 約について……………	80

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	左 近 誠	2 番	荒 尾 典 男
3 番	下 崎 弘 通	4 番	森 本 隆 夫
5 番	蛭 川 勝 彦	6 番	湊 谷 幸 三
7 番	田 中 幸 子	8 番	東 信 介
9 番	松 岡 大 輔	10 番	山 縣 弘 明
11 番	中 岩 和 子	12 番	引 地 稔 治

3. 会議録署名議員の氏名

8 番	東 信 介	9 番	松 岡 大 輔
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	森 崇	消 防 長	塩 崎 文 二
参 事 (総務課長)	城 本 和 男	参 事 (教育次長)	瀧 本 雄 之
総務課新病院 建設推進室長	浪 花 潔	会 計 管 理 者	田 代 雅 伸
病院事務長	喜 田 直	税 務 課 長	久 原 章 功
住 民 課 長	玉 井 弘 史	福 祉 課 長	大 江 政 典
観光産業課長	松 下 安 孝	建 設 課 長	橋 本 典 幸
水 道 課 長	藪 根 敏 夫	総務課副課長	矢 熊 義 人

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	伊 藤 善 之
事 務 局 主 査	寺 地 強
事 務 局 副 主 査	疋 田 晋 一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行き、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しておりますとおり傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開会

○議長（森本隆夫君） ただいまから平成26年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。  
総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） おはようございます。

4月1日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。

前へお願いします。

議員席から見て右側から紹介させていただきます。

福祉課長大江政典、消防本部消防長塩崎文二、会計管理者会計課長田代雅伸、税務課長久原章功、町立温泉病院事務長喜田直、そして私、総務課長城本和男です。どうかよろしくお願ひします。

○議長（森本隆夫君） 次に、4月1日付で行われました議会事務局職員の異動について局長から報告させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君） 議会事務局の関係でございます。

疋田晋一副主査でございます。よろしくお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時03分 開議

○議長（森本隆夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

8番東信介君、9番松岡大輔君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（森本隆夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） それでは、御報告いたします。

去る6月5日に議会運営委員会を開会いたしまして平成26年第2回定例会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告いたします。

本定例会に付議すべき事件は、報告が16件、条例の改正が3件、補正予算が1件、工事請負契約1件の合計21件となっています。

会期は本日11日から18日までの8日間を予定しています。

本会議4日、委員会2日、純休会2日となっています。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月18日までの8日間にしたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、会期は本日から6月18日までの8日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸報告

○議長（森本隆夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

本日平成26年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用の中であるにもかかわらず御参集賜りましてまことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、本町職員による不祥事の謝罪と諸報告をさせていただきます。

平成26年3月31日、教育委員会生涯学習課副主査による町文化協会、和歌山県世界遺産熊野地域協議会の資金、総額211万円余りを私的に流用したことが発覚し、4月16日付で懲戒免職とし、また、管理監督責任不適切として前生涯学習課長を減給10分の1、1カ月、教育次長を戒告といたしました。私的に流用された金額につきましては本人から全額返還されております。

本町職員がこのような不祥事を起こし、関係団体の皆様や町民の皆様に多大な迷惑をおかけ

したことを深く反省しており、心よりおわびを申し上げます。

今後は二度とこのようなことを起こさないよう、公金等取扱監視委員会を立ち上げ公金のチェック体制を見直すとともに、職員の綱紀の保持及び服務規律を正し、職員の指導、監視を徹底していく所存でございます。

まず、5月9日に第1回公金等取扱監視委員会を開催し、各課の職員が管理する会計及び職員が現金を取り扱う使用料等について、現在の処理方法、それに伴う問題点、改善方法について協議、再発防止に向けた体制づくりを行いました。今後、定期的に当該委員会を開催し、公金管理の状況の点検と、さらなる適正化を進めてまいります。

また、6月下旬には、和歌山県の監察査察監を講師にお招きし、全職員を対象として公務員倫理について研修会を実施いたします。

次に、諸報告をさせていただきます。

まず、新病院建設関係です。

新病院建設等に係る状況及び今後のスケジュールにつきまして、現在新病院建設予定地で造成工事を行っており、今年度内に終える予定であります。建物の建設については、今年度末までに確認申請等までを終え、平成27年度、28年度の2カ年で建設工事を行う予定であります。医師等職員住宅については、実施設計から確認申請までを今年度中に終え、平成28年度内に完成予定であります。敷地整備工事についても平成28年度内の完成を予定しております。病院機能の移転は平成28年度に本格的な準備を進め、開院時期の平成29年度にあわせて行う予定であります。

建築費についてですが、平成26年2月時点で7階建て、高さ32.84メートル、延べ床面積約1万3,900平方メートルであり、建築労務単価の大幅な高騰や建築資材の高騰により約58億円となっております。

参考までに、近隣の病院建設の状況として、三重県阿田和の紀南病院でも当初の予定より1.6倍になっているという新聞記事もあったかと思えます。当初本体工事で32億円から35億円の予定でありましたが、大幅な増額となったため、延べ床面積の縮小等による建設費の削減に向けて設計の見直しを行っているところであります。現在2月末時点での延べ床面積約1万3,900平方メートルから約1万500平方メートル程度まで縮小見直しを行い、現在の予定では約42億円となる見込みであります。

今後、この新病院の建設や那智勝浦冷蔵株式会社の冷凍冷蔵庫、クリーンセンターの建設等、大型の事業が控えており、またその建設費が高騰しているため、今後の事業計画についても見直しが必要となってまいります。やらなければならない事業についてはこれを優先し、また、その場合の財政シミュレーションを十分慎重に行うとともに、今後の新規事業については凍結も含めて十分検討していきたいと考えております。

次に、防災関係では、3月末には津波ハザードマップと洪水・土砂災害ハザードマップを発行し全世帯に配布しております。津波ハザードマップでは、南海トラフ巨大地震と東海・東南海・南海三連動地震のそれぞれの想定に基づく浸水域、浸水深等を記載し、洪水・土砂災害ハ

ザードマップでは、那智川と太田川の洪水浸水想定区域と土石流や地すべり等の土砂災害警戒区域等を記載しております。

これら2種類のハザードマップにより、自然災害における自宅周辺の危険性確認や災害発生時の避難場所、避難経路等を確認いただき災害への備えを進めていただくとともに、大雨等で避難勧告が発令されたらすぐに避難すること、大きな揺れを感じたら少しでも高いところへ避難することを啓発していきたいと考えております。

6月1日には市野々区において土砂災害に関する防災訓練を行いました。本町は平成23年台風第12号の豪雨により土石流と河川氾濫により大きな被害を受けましたが、今回の防災訓練は単なる避難訓練ではなく、土砂災害とはどのようなものか、どのように対応すべきかを学ぶため、自主防災組織や消防団の皆様は避難行動要支援者の避難支援訓練や前兆現象の通報訓練を、町は現地からの前兆現象情報を加味した避難勧告等の判断、発令訓練を、住民の皆様には、早い目の避難準備と避難勧告発令後の速やかな避難の重要性を訴えました。

訓練には、市野々区民約150名が参加し、和歌山地方気象台や県砂防課等からの講習も受け、土砂災害や気象に関する知識も習得していただきました。

災害復旧工事関係について報告します。

国土交通省の土石流対策事業につきましては、7支流8カ所で本堰堤が完成し、そのうち6カ所で第2堰堤の工事に着手しております。

和歌山県の河川災害復旧事業につきましては、太田川は平成26年度、那智川は平成27年度の完成に向け工事を進めております。

国の補助を受けた町災害事業につきましては、46件中42件が完了し、繰り越しの4件を現在工事中であります。今後は一日も早い完成を目指します。

大谷地区残土処理場は、5月8日より残土の搬入を開始いたしました。

那智勝浦道路につきましては、全体で8トンネルのうち3トンネルが貫通し、高架橋を含め全域で工事が進んでおります。

観光について報告いたします。

4月26日から5月6日までのゴールデンウィーク11日間は、昨年と比較して休日が飛び石であったこと、天候に恵まれなかったこと等もあり、宿泊は2万5,262人、日帰りは3万7,298人、前年比19%の減となりました。観光に関しては依然として厳しい状況が続いていますが、本年は世界遺産10周年、和歌山デスティネーションキャンペーンなども控えており、一人でも多くのお客様に来町していただけるように積極的に誘客に取り組んでまいります。

5月20日には、サッカー女子日本代表なでしこジャパンが2011年に開催されましたワールドカップドイツ大会での優勝、2012年ロンドンオリンピック準優勝をたたえた記念モニュメントの除幕式を行っております。

また、5月28日には、日本サッカー協会の川淵三郎最高顧問、田嶋幸三副会長が来町され、日本時間で6月13日から開催される2014FIFAサッカーワールドカップブラジル大会での日本代表の必勝、活躍を祈願し、熊野那智大社、那智山青岸渡寺を参拝しました。日本サッカー

協会の皆様が熊野三山一寺で必勝祈願を行うのは2002年日韓ワールドカップから続いており、今回のワールドカップブラジル大会での日本代表の素晴らしい活躍を期待しているところであります。

次に、会議に付議すべき事件について御報告いたします。

提案させていただいております議件は21件でございます。その内訳は、専決処分の報告13件、地方自治法等に基づく報告3件、条例の一部改正3件、補正予算1件、工事請負契約の締結1件となっております。その概要について御説明を申し上げます。

まず、報告第1号から報告第5号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第6号は、一般会計補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、歳入については、町税、地方交付税、県支出金、繰入金等、歳出については、事業費の確定、特別会計への繰出金の減、基金への積み立て等による調整によるものであります。

報告第7号から報告第11号は、特別会計補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費等の確定による増減が主なものとなっております。

報告第12号及び報告第13号は、災害復旧工事請負契約の変更について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第14号から報告第16号は、一般会計及び簡易水道特別会計、水道事業会計予算の繰越計算書についての報告であります。

議案第46号は、冒頭に申しあげました私的流用に係る本町職員の不祥事に関連し、町長及び副町長の給料を減額するため条例改正をお願いするものであります。

議案第47号は、下里保育所新築工事の完成に伴い位置の変更に伴う条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第48号は、火気器具の取り扱いや大規模催しに対する防火担当者の選任などを義務づけるために条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第49号、一般会計補正予算の主なものについては、社会保障・税番号制度導入準備業務委託の増額、保育所等施設整備事業費補助金の増額、小学校空調設備等整備工事の増額、色川小学校校舎解体撤去工事などの補正で、歳入歳出それぞれ1億1,117万1,000円を追加し、予算総額を84億7,047万1,000円とするものであります。

議案第50号は、太田川取水・浄水施設築造工事請負契約についてお願いするものであります。

以上が本会議に提案いたしました21件の概要であります。その詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第4、報告第1号専決処分（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 報告第1号について御説明申し上げます。

専決処分（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年3月31日、専決処分をさせていただいております。

次のページをお願いします。

条例です。

今回の条例改正につきましては、平成26年4月1日施行の障害者総合支援法の改正により障  
害程度区分にかわって障害支援区分が創設されることに伴い、本町障害程度区分等認定審査会  
委員の名称を改めるものでございます。

障害程度区分につきましては、障害者等の心身の状態を総合的に示すものであり標準的な支  
援の度合いを示すことがわかりにくいことから、障害支援区分に変更し、障害者等の障害の多  
様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すこ  
とにより障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが  
法律改正の趣旨であります。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

次のページに新旧対照表をつけさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第5、報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年3月31日、専決処分いたしてございます。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日付で公布されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

例年このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしてございます。

次のページ以降、改正する条例を記載してございますが、今回の改正につきまして専決処分書の次に関係資料と新旧対照表をお配りさせていただいております。説明はそちらの関係資料のほうで御説明させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

関係資料の1ページをお願いします。

第1条、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。以下、条例の改正を記載してございます。

資料中、線で囲んだ枠内のところが、その上の改正内容を説明したものでございます。

1番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第23条は、町民税の納税義務者等について定めたもので、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、条例においても恒久的施設をもって外国法人とする所要の規定の整備を行うものでございます。恒久的施設とは、国際税務の重要な概念であり、外国法人に対する課税の根拠となるもので、支店、工場など、事業を行う一定の場所のことです。

国の平成26年度税制改正において法人税法上の国際課税の見直しが行われ、国内において行う事業から生じる所得にかえて、恒久的施設帰属所得、いわゆる外国法人が日本国内の恒久的施設を通じて行う事業の国内及び第三国から生じる恒久的施設帰属所得について課税されることになったため、町民税についても所要の規定の改正を行うものでございます。

なお、本町において対象となる外国法人は現在ございません。

2番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第33条は、所得割の課税標準について定めたもので、地方税法第23条第1項第16号の特定株式等譲渡所得金額の定義規定が改正により繰り下げられたため、第23条第1項第17号とするよう改めるものです。

改正規定の第33条第5項は、町民税の所得割の課税標準について総所得金額から特定株式等譲渡所得金額、いわゆる源泉徴収口座内で生じた上場株式等の譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定することを定めたものでございます。

3番目の枠内をお願いいたします。

第34条の4は、法人の町民税法人税割の税率について定めたもので、国の地方法人税の創設に対応して、法人の町民税法人税割の税率が「100分の12.3」から「100分の9.7」に引き下げられたことに伴い所要の整備を行うものです。

国の平成26年度税制改正において、地方税制については地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人住民税法人税割を引き下げるとともに、当該引き下げ分に相当する課税標準を法人税額とする地方法人税を国において創設し、その税収を地方交付税の原資とすることとされたため、本条を改正するものでございます。

関係資料の2ページ、1番目の枠内をお願いいたします。

第48条は、法人の町民税の申告納付について定めたもので、法人税法において恒久的施設を有する外国法人に係る外国税額控除制度、確定申告制度が創設されたことに伴い、条例においても恒久的施設を有する外国法人の外国税額控除、災害その他やむを得ない理由が生じた場合の申告書の提出期限の延長の特例の適用について所要の規定の整備を行うものです。

2番目の枠内をお願いいたします。

第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について定めたもので、法人税法において恒久的施設を有する外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴いまして、条例においても恒久的施設を有する外国法人の納期限の延長の場合の延滞金について所要の規定の整備を行うものです。

納期限の延長の場合の延滞金は、事業終了後、確定申告提出期限2カ月後から確定申告提出期限延長までの延滞金を納付しなければならないこととなっております。

3番目の枠内をお願いいたします。

第57条は、固定資産税の非課税の適用を受ける者の申告書の提出について、第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について定めたもので、子ども・子育て支援新制度にかかわる固定資産の非課税措置が講じられたため、地方税法の改正にあわせて改正するものでございます。

3ページ、お願いします。一番上の枠内です。

第82条は、軽自動車税の税率について定めたもので、原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る標準税率について、現行の約1.5倍に引き上げる。ただし、引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は2,000円とすること。三輪及び四輪以上の軽自動車並びに

小型特殊自動車に係る標準税率について、自家用自動車にあつては現行の1.5倍に、その他の区分の車両にあつては現行の約1.25倍、二輪の小型特殊自動車にあつては1.5倍に引き上げることとした地方税法の改正にあわせて改正するものでございます。

2番目の枠内をお願いいたします。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、公益法人等が財産の寄附を受けた後、財産が公益目的事業の用に直接供しなくなった等で、譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合には、公益法人等を寄附した個人とみなして譲渡所得等に係る町民税の所得割を課す旨を定めたもので、租税特別措置法の改正に伴い、この公益法人等に特定贈与を受けた公益法人等から合併により資産の移転を受けた公益合併法人が加えられたことにより、改めるものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

1番目の枠内、附則第6条（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）、附則第6条の2（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）及び第6条の3（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）の規定の削除については、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除することとするものです。

2番目の枠内をお願いいたします。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について定めたもので、適用期限を3年延長し平成30年度までとするものです。

3番目の枠内をお願いいたします。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合について、国が地方に対して特例措置の実施を求める場合に、法律の定める範囲内で地方団体が特例措置の内容を条例で地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）として定めたもので、地方税法の改正により、水質汚濁防止のための汚水及び廃液の処理施設については、課税標準の特例措置を参酌する基準である3分の1に、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設については課税標準の特例措置を参酌する基準である2分の1に、水防法に規定する地下街等の所有者または管理者が取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の設備については課税標準の特例措置を取得後5年度間につき参酌する基準である3分の2に、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素または水のみを使用するもののうち、新たに取得されたものについては課税標準の特例措置を取得後3年度間につき参酌する基準である4分の3に定めるものです。

5ページ、2番目の枠内をお願いいたします。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が地方税法に創設されたことに伴いまして第9項を加えるものです。

6ページ、2番目の枠内をお願いいたします。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について定めたもので、グリーン化を進める観点から、三輪以上の軽自動車（電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被牽引自動車を除く）に対して車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、標準税率のおおむね20%の重課税率を適用するとした地方税法の改正にあわせて改正するものです。

3番目の枠内をお願いいたします。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について定めたもので、適用期限を3年延長し平成29年までとするものでございます。

4番目の枠内をお願いします。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、他の所得と区分して所得割を課する旨を定めたもので、本条例において所得割の課税標準及び所得割の税率を定める規定の「第33条及び第34条の3の規定にかかわらず」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず」に改め、本条文に係る除外規定の明確化を行うものでございます。

7ページ、2番目の枠内をお願いいたします。

附則第19条の2は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、他の所得と区分して所得割を課する旨を定めたもので、附則第19条の一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定を準用する場合、附則第19条中の租税特別措置法の規定の読みかえについて規定の明確化のため改めるものでございます。

3番目の枠内をお願いします。

附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、平成26年から35年の10年間、各年100万円を限度とする非課税口座を開設した場合、非課税口座内の上場株式等の譲渡所得及び配当所得については最長10年間非課税となることに伴いまして、非課税口座内上場株式等の譲渡をした場合には、非課税口座内以外の上場株式等を譲渡した場合と所得の計算を分けるように定め、また、非課税口座から他の口座への移管等、非課税口座内上場株式等の払い出しがあった場合には同一銘柄の株式等の所得があったものとみなして計算する特例を定めたもので、贈与または相続もしくは遺贈により払い出しがあった場合も同一銘柄の株式等の取得があったものとみなして計算する特例について、租税特別措置法の改正により明確化されたため、条例においても改正するものでございます。

8ページ、1番目の枠内をお願いいたします。

附則第21条は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、一般社団法人または一般財団法人に移行した旧民法第34条法人が設置する施設で、非課税とされていたものに係る固定資産税を廃止するとしたため改めるものでございます。

2番目の枠内をお願いします。

附則第21条の2は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、特定移行一般社団法人等が平成20年12月1日前から設置している幼稚園、図書館、博物館法第2条第1項の博物館について非課税とする地方税法附則第41条第15号の規定が改正により繰り上げられたため、附則第41条第9項とするよう改めるものでございます。

3番目の枠内をお願いいたします。

附則第22条から第23条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例について定めたもので、東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととされたため削除するものでございます。

9ページ、お願いいたします。

以下、第2条の改正は、那智勝浦町税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第37号）の一部を改正するものでございます。

1番目の枠内をお願いいたします。

附則第21条の2は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、特定移行一般社団法人等が平成20年12月1日前から設置している幼稚園、図書館、博物館法第2条第1項の博物館について非課税とする地方税法附則第41条第9号の規定が改正により繰り上げられたため、附則第41条第8項とするよう改めるものでございます。

2番目の枠内をお願いいたします。

附則第1条は、平成25年12月5日条例第37号「那智勝浦町税条例の一部を改正する条例」において施行期日を定めたもので、附則第20条の4（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の特例）第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分の利子所得の金額については、平成28年1月1日施行日となるため、平成29年1月1日施行日の第2号の改正規定から除くものでございます。

3番目の枠内をお願いいたします。

附則第2条は、平成25年12月5日条例第37号「那智勝浦町税条例の一部を改正する条例」において経過措置を定めたもので、法律の明確化のために改めるものでございます。

以下、附則といたしまして第1条で施行期日を、第2条で町民税に関する経過措置、第3条で固定資産税に関する経過措置、第4条で軽自動車税に関する経過措置を定めてございます。

12ページの枠内をお願いいたします。

附則第5条は、新条例附則第16条（軽自動車税の税率の特例）に規定する経年車重課の適用区分を定めるもので、第1項において平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する旨、第2項においては、平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自

自動車については、初めて車両番号の指定を受けた月がわからないため、経年車重課を適用する際、期間計算の起算点を「初めて車両番号の指定を受けた月」ではなく「初めて車両番号の指定を受けた年の12月」とするものでございます。

13ページの枠内をお願いいたします。

附則第6条は、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車（既存車）について、軽自動車税については条例改正前の税率とするほか、14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の経年車重課税については改正後の税率とする所要の措置を講ずるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お尋ねします。

2ページの恒久的施設というものについてもうちょっと詳しく説明をお願いします。

それから、法人税は減額になってますね。軽自動車税は増税になってるんですけども、この見込み収入額及び見込み減収額についてお願いします。

それから、先ほどいただいたこの差しかえ分、これについて、一番下の第2条の2項、1項もそうなんですけども、「市民税」となっているんですけども、これ「町民税」の誤りではないでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 恒久施設の関係ですけども、今までは国内において生じる所得だけに法人税が課されていたんですけども、国の平成26年度の税制改正において恒久的施設という定義がされまして、日本国内及び第三国から生じる所得も所得ということになりまして課税されるようになったということです。大きく言えば、第三国から生じる所得も所得ですよということに変わりました。

続いて、法人税の減額の影響ですけども、24年度の決算でちょっと計算しております。減額は490万円ぐらい出てくるんじゃないかと思います。

そして、軽自動車税ですけども、経年重課税についてはちょっと今のところ何台、その14年過ぎるかっちゅうのは確認してないんですけども、それをのけた、その経年重課を考えずに計算してみたら、これは24年度の軽自動車税が4,142万8,000円、24年度で収入があったんですけども、その重課税を除いて計算しますと6,044万円ほどになります。差し引きしますと1,901万円ほどの増加です。率にして45%ぐらい伸びる計算です。重課税も加味しますと50%ぐらい伸びるんじゃないかという計算です。

そして、先ほどの「市民税」ということで記載があるということです。申しわけございません。「町民税」の誤りです。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蛭川勝彦君） 恒久的施設については、私は家屋とか倉庫とか、そういうふう理解して  
たんですけども、今の答弁ですと、ちょっとよくわかんなかったんですけども、その不動産  
というような理解で構わないのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 支店とか事務所とか工場とか、建物の中に入ってる施設があるところ  
を恒久施設ということの定義です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 報告第3号 専決処分（那智勝浦町老人医療費支給条例の一部を改正する条例）し た事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第6、報告第3号専決処分（那智勝浦町老人医療費支給条例の一部を  
改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町老人医療費支給条例の一部を改正す  
る条例）した事件の承認について御説明いたします。

次のページは専決処分書です。

平成26年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページでございます。

条例改正箇所を記載してございます。

本条例につきましては、平成20年3月に老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律の  
施行に伴い改正しております。そして、今回平成26年3月31日までの間に改正されました健康

保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律等を踏まえまして、世代間の公平の観点から和歌山県老人医療費補助金交付要綱の改正がされたことに伴って行ったものでございます。

見直しの趣旨は、上位法がこれまでは70歳から74歳の窓口負担につきまして法律上2割負担としているものを特例によって1割負担とされておりました。それを改めてございます。本件の条例の老人医療費の負担も同様に整合性のとれた負担とするものでございます。

別紙といたしまして、報告第3号の条例関係資料新旧対照表を御参照いただきたいと思います。

左上段でございます。

第4条、これは支給する医療費の範囲を定める文言を記載しております。下線の部分が改正箇所です。本条例の改正施行日であります平成26年4月1日以降に新たに満70歳になる被保険者等から段階的に2割負担とするよう上位法が改正されたため、準じて改正するものでございます。

なお、第5条以下、次のページの第6条から第8条、そして最後のページ、第9条、第10条につきましても同様に下線の箇所を上位法等の改正により改めたものでございます。

以上で御説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 今説明を聞かせていただいたんですけど、確認なんですけど、お教えいただきたいと思っております。

今現在70歳から74歳は法律では2割のところを特例で1割となっているということでございますが、この26年4月から新たに70歳になった方が2割になることとございますね。そうなりますと、今まで1割で医療費を窓口で払ってらした方はそのまま1割でいけるということとございますか。その点をお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 改正の施行期日が26年4月1日以降に新たに70歳になった者からということになってございます。議員御質問のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） この5条の「一部負担金」が、5条が「支給方法」に変わってますよね。そして、67条の規定を準用するから、もうまるっきり文面が変わってるんですけど、67条自体が「保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。1、次号に掲げる場合以外の

場合100分の10、当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者  
その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額  
以上である場合100分の30」ということを書いて、まあこういうふうに書いてるんですけ  
ど、これ、法の改正によりこっちのほうの「5条に基づく医療費の支給は、対象者等の請求に  
基づき行う。前項の規定にかかわらず町長は、医療費として対象者等が医療機関等に支払うべ  
き費用をその者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。前項の規定による支払いがあ  
ったときは、当該対象者に対し医療費の支給があったものとみなす」と書いてるんですけど、  
こちら辺ちょっと、その法改正により変わった部分という説明をお伺いしたいです。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

冒頭私もちょっと、改正の部分で割愛させていただいた部分、5条以下、させていただい  
たんですが、平成20年3月にこの条例改正した後、今回まで条例改正の事務上の部分が少しお  
くれておったものがございました。その関係で今回5条から残り10条まで、取りまとめて改正  
をいたしております、新旧対照表の文言等の整理について少し読みにくいところがございます。  
その辺御容赦いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 今最初に言った支給方法と一部負担金という、その5条から10条の変更  
と、やっぱり関係あることですか。

〔住民課長玉井弘史君「ございます」と呼ぶ〕

ございます。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） なお、現在この老人医療の対象者の人員につきましては、対象者はご  
ざいませぬ。

〔2番荒尾典男君「ございませぬか」と呼ぶ〕

はい。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開10時35分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時11分 休憩

10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第4号 専決処分（那智勝浦町障害程度区分等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第7、報告第4号専決処分（那智勝浦町障害程度区分等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 報告第4号について御説明申し上げます。

専決処分（那智勝浦町障害程度区分等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年3月31日、専決処分をさせていただいております。

次のページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、平成26年4月1日施行の障害者総合支援法の改正により障害程度区分にかわって障害支援区分が創設されることに伴い、本町障害程度区分等認定審査会の名称を改めるものでございます。

障害程度区分につきましては、障害者等の心身の状態を総合的に示すものであり、標準的な支援の度合いを示すことがわかりにくいことから障害支援区分に変更し、障害者等の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すことにより障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが法律改正の趣旨であります。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

次のページに新旧対照表をつけさせていただいております。

以上でございます。御承認のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第5号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第8、報告第5号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 報告第5号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

なお、今回の改正につきましては、課税に係る地方税法の改正に伴う国民健康保険税の改正でございますので、説明については課税業務を行っている税務課で担当させていただきます。よろしく願いいたします。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年3月31日、専決処分いたしております。

国民健康保険税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日付をもって公布されております。これを受けまして本町においても那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきまして、この専決処分書の次に関係資料及び新旧対照表を配付させていただいております。説明はそちらの関係資料のほうで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しております。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

1 番目の枠内をお願いします。

第2条は、課税額について定めたもので、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円に改めるものです。

なお、今回の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額は医療費分の基礎限度額が51万円、後期高齢者支援金等分の課税額が16万円、介護納付金分課税額が14万円、合計で4万円増の81万円となります。

2 番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第19条は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収について定めたもので、地方税法施行規則の改正による条文の繰り上がりにより改めるものです。

特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収とは、前年度の10月1日から3月31日まで年金からの特別徴収を行っていた被保険者について、当該年度の年金からの特別徴収について4月1日から9月30日までは前年度の最後に行われた特別徴収額を当該年度の支払い回数割の特別徴収額とするものでございます。

3 番目の線で囲んだ枠内をお願いします。

第24条は、国民健康保険税の減額について定めたもので、5割減額の対象となる算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を45万円に改めるものです。この減額につきましては、被保険者の均等割額及び世帯割の平等割額について行うものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9 報告第6号 専決処分（平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第9、報告第6号専決処分（平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第6号専決処分（平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年3月31日付で専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,605万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,551万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款1の町税から、1ページをめくっていただきまして5ページ、款21の町債まで、歳入の合計で、補正前の額が98億7,157万円、補正額が2億2,605万9,000円を減額し、計96億4,551万1,000円としております。

6ページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費から、1枚めくっていただきまして8ページまで、款12諸支出金まで、歳出の合計額は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

9ページをお願いいたします。

9ページ、第2表地方債補正です。

記載の目的欄の中、公共事業等から一番下の現年単独災害復旧事業まで、借入限度額の確定によりまして2億2,350万円減額して、補正後の限度額を20億7,070万円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1総括、歳入でございます。

款1町税から次のページの款21まで、歳入の合計で補正前の額が98億7,157万円、補正額は2億2,605万9,000円の減額、合計96億4,551万1,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款12諸支出金まで、歳出の合計で補正前の額、補正額、計の合計は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、特定財源の国県支出金で2億2,307万円の減、地方債で2億2,350万円の減、その他特定財源で372万8,000円の増、一般財源で2億1,678万3,000円の増となっております。

15ページをお願いいたします。

総務課の関係の歳入でございます。

款2地方譲与税から、2ページをめくっていただきまして18ページ、款11の交通安全対策特別交付金まで、それぞれの額の確定により補正をお願いをしております。

そのうち18ページの上段、款10地方交付税につきましては、補正額1億7,921万1,000円、計で31億2,688万2,000円となっております。内訳といたしまして普通交付税で26億7,530万5,000円、特別交付税で4億5,157万7,000円で、平成24年度と比較しまして4,445万3,000円、率にしまして1.4%増となっております。

次に、23ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4和歌山県バリアフリー化設備等整備事業補助金26万7,000円の減額につきましては、事業費確定による減額でございます。節5県移譲事務市町村交付金につきましては、平成22年から市町村への権限移譲に係る事務的経費として交付決定されたものでございます。

25ページをお願いいたします。

中段のところ、款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の15万6,000円の増額につきましては、公共施設整備基金の利子によるものでございます。

また、項2の財産売払収入、目1不動産売払収入、節1不動産売払収入1,245万7,000円につきましては、河川改良により町有地を売却したものなどとなっております。

次の26ページをお願いします。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金及び目2の減債基金繰入金につきましては、予算で取り崩しを予定しておりましたそれぞれの基金につきまして、決算見込みにより全額減額するものでございます。

款20の諸収入、項4雑入、目1雑入、補正額881万円のうち総務課の関係は説明欄1行目の和歌山地方税回収機構派遣職員交付金370万1,000円。平成25年度派遣した職員1名に係る交付金でございます。説明欄2行目の町有建物災害共済金216万1,000円につきましては、台風12号により被害を受けた市野々小学校の備品に係る災害共済金を受け入れしたものでございます。

下の27ページをお願いします。

款21町債につきましては、目2民生債から目8災害復旧債、次のページまで、それぞれ起債対象額の確定により補正させていただいております。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等414万2,000円の減、節4共済費1,539万3,000円の減、節13委託料242万3,000円の減につきましては、説明欄記載のとおり、人件費等につきまして不用額が生じたので減額させていただいたものでございます。

目6の電子計算費、節13委託料188万6,000円の減、節14使用料及び賃借料146万円の減につきましても不用額が生じたので減額させていただいたものでございます。

目7企画費、節19負担金、補助及び交付金106万7,000円の減額につきましては、歳入でも御説明いたしました、説明欄記載の紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金として西日本旅客鉄道株式会社和歌山支店に補助するもので、平成25年度の設計業務に係る事業費確定によりまして減額するものでございます。

40ページをお願いします。

款8消防費、目4水防費は、財源内訳の変更となっております。

目5災害対策費1,989万6,000円の減、節13委託料291万6,000円、節15工事請負費1,698万円の減額につきましては、予定しておりました津波避難困難地区対策事業の6つの工事の事業費確定によりまして不用額を減額させていただいたものでございます。

43ページをお願いします。

款11公債費、項1公債費、目2利子2,084万2,000円の減額につきましては、起債の償還利率の確定によるものでございます。

次のページ、款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費1億5,000万円につきましては財政調整基金積立金として、また目2減債基金費2億円につきましては減債基金積立金として、それぞれ積み立てを行うものでございます。

また、目7公共施設整備基金費15万6,000円につきましては、利息分を基金に積み立てるものでございます。

45ページに補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係につきましては以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課副課長矢熊君。

○総務課副課長（矢熊義人君） 選挙費について御説明させていただきます。

予算書の25ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2参議院議員選挙費委託金377万7,000円の減額につきましては、昨年7月21日に執行いたしました参議院議員通常選挙に係る費用の精算によるものでございます。

30ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、目3町長選挙費、補正額247万5,000円の減額は、昨年12月22日に執行いたしました町長選挙に係る費用の精算によるもので、減額の内訳としましては節3職員手当等から節14使用料及び賃借料まで、説明欄記載のとおりでございます。

その下の目4です。参議院議員選挙費、補正額377万7,000円の減額は、歳入においても説明いたしましたが、昨年7月21日に執行いたしました参議院議員通常選挙に係る費用の精算によるもので、減額の内訳としましては、節11需用費から節18備品購入費まで説明欄記載のとおりです。

以上が選挙費の関係でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

今回の町税の補正につきましては、決算見込みに基づいて、款1町税の項1町民税から項5の入湯税まで、合計で1億827万1,000円を増額し、町税の総額を15億6,087万7,000円とさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

一番下の款20諸収入、項1延滞金加算金及び過料につきましては340万7,000円を増額して総額360万7,000円とさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

歳入の款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人合わせて5,793万5,000円を増額いたしまして、計5億3,833万6,000円とさせていただきます。内訳につきましては、個人の現年度課税分で3,625万1,000円、個人の滞納繰越分で521万5,000円を、法人の現年度課税分で1,586万7,000円、法人の滞納繰越分で60万2,000円を決算見込みにより増額するものでございます。

次に、項2固定資産税でございますが、現年度課税分で2,227万1,000円、滞納繰越分で1,023万6,000円を決算見込みにより増額し、計7億7,008万1,000円とさせていただきます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

項3の軽自動車税でございますが、決算見込みに基づき現年度課税分で65万3,000円を増額、滞納繰越分で7万3,000円を増額し、計4,177万6,000円とさせていただきます。

次の項4町たばこ税につきましては、決算見込みに基づき1,017万6,000円を増額して計1億2,017万6,000円とさせていただきます。増額の主な要因は、禁煙される方の増加もあって、当初予算作成時たばこ消費本数は減ることを見込んでいましたが、見込んだほど減少がなく、増収となる見込みでございます。

次に、項5入湯税でございますが、692万7,000円を増額しまして計9,050万8,000円とさせていただきます。入湯税につきましては、平成23年度が東日本大震災と本町の台風12号災害の影響により大きく落ち込み、宿泊客、日帰り客、合計で約48万7,000人、現年度課税額で7,128万8,000円となりましたが、平成25年度は宿泊客、日帰り客、合計で約61万3,000人、現

年度課税額で8,958万1,000円の見込みとなっております。

23ページをお願いいたします。

款15、項2県補助金、目1総務費補助金、節1県税徴収補助金でございますが、175万円を増額して決算見込み額2,245万円とさせていただいております。

26ページをお願いいたします。

中ほどの款20諸収入、項1の延滞金加算金及び過料、目1延滞金でございますが、340万7,000円を増額して、決算見込み360万7,000円とさせていただいております。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費136万5,000円を減額して、計1億3,072万円とさせていただいております。内訳につきましては、節13委託料、電算システム改修で136万5,000円を減額して決算見込み額2,257万9,000円とさせていただいております。

次の目2賦課徴収費につきましては、財源の内訳の変更でございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 住民課の関係について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

歳入です。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節区分6保険基盤安定負担金、下段でございます。補正額66万3,000円、これは低所得者の軽減措置に対する2分の1の受け入れを増額したものでございます。

次のページです。

項2国庫補助金、中段の目2衛生費国庫補助金、節区分1循環型社会形成推進交付金、減額383万円は交付金の確定に伴うものでございます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金のうち住民課の関係は節区分6保険基盤安定負担金280万8,000円を増額となっております。国庫負担金と同じく主に低所得者等に対する保険料の軽減分、県からは4分の3が交付されたものでございます。

次のページです。

項2県補助金、目2民生費補助金、節区分8重度心身障害児者医療費補助金及び次の節区分9ひとり親家庭等医療費補助金の減額は、歳出確定に伴う補助金の減額補正を行ったものでございます。

同じページでございますが、目3衛生費補助金、節区分1浄化槽設置整備事業費補助金65万7,000円の減額となっております。本年度合併浄化槽設置基数が確定いたしました関係で減額となりました。

次に、26ページをお願いいたします。

下段でございますが。款20諸収入、目1雑入、節区分1雑入。住民課の関係は説明欄3行目でございますが、リサイクル用金属等売り払い188万2,000円の減額となっております。資源化処理分別した金属類、古紙類等の売り払い実績確定によるものでございます。

続きまして、歳出です。

31ページをお願いいたします。

款3民生費、目1社会福祉総務費、節区分28繰出金。説明欄記載のとおりでございます。国民健康保険事業費特別会計への繰り出し、そして後期高齢者医療事業費特別会計への繰り出し、それぞれ減額となっております。また、特会のほうで説明をさせていただきたいと思えます。

次のページです。32ページをお願いいたします。

目8重度心身障害児者福祉医療費、補正額811万7,000円の減、目9ひとり親家庭等福祉医療費、補正額533万5,000円の減額となっております。医療費確定による減額補正です。

次の33ページです。

項2児童福祉費、目4子ども医療対策費、財源内訳の変更でございます。

34ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額518万2,000円の減額です。説明欄記載の環境衛生施設一部事務組合負担金以下5件の負担金の確定に伴い減額補正するものでございます。

35ページです。

項2清掃費、目1塵芥処理費、補正額は944万2,000円の減額となっております。節区分12役務費、これは手数料で424万6,000円、節区分13委託料86万4,000円、節区分15工事請負費、それぞれ不用額を減額補正するものでございます。節区分12役務費の主なものとしたしましては、焼却残渣灰の処分料が205万円減額、粗大ごみ家電処分料が109万円の減額、廃蛍光管・乾電池処分料が72万円の減額でございます。委託料につきましては、定期検査以外に緊急に必要な追加検査分を予算化してございましたが、その検査が不要となったものでございます。節区分15工事請負費につきましては、補正をさせていただいた部分の減額となっております。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、補正額95万7,000円の減額につきましては、節1老人保護措置費負担金、養護老人ホーム入所者等の負担金の実績見込みによるものでございます。

20ページをお願いします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金1,241万1,000円の増額につきましては、説明欄記載の障害者福祉サービスの支援に対する負担金で、事業実績見込み並びに過年度実績確定によるものでございます。節2障害者医療費負担金21万4,000円の減額につきましては、障害者自立支援事業の更生医療、育成医療に係る実績見込みに伴うものでございます。節3障害児通所給付費国庫負担金206万円の増額につきましては、児童発達支援事業、放課後等児童デイサービス事業の実績見込みに伴う増額でございます。節4保育所運営費国庫負担金、減額の574万4,000円は、説明欄記載の天満保育園、わかば保育園、町外保育所の措置数の減により事業費の精算をするものでございます。節5児童手当国庫負担金1,615万5,000円の減額につきましては、児童手当支給実績に伴う減額でございます。

21ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金486万8,000円の減額につきましては、身体・知的・精神障害者等に対する地域での生活支援を行うもので、事業実績見込みによるものでございます。節4子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金1万1,000円の増につきましては、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費に係る補助金でございます。節5臨時福祉給付金給付事業費補助金、補正額8万5,000円の増額につきましては、臨時福祉給付金事務費に係る補助金でございます。

22ページをお願いします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1障害者自立支援給付費負担金、補正額535万8,000円の増につきましては、障害者福祉サービスの支援に対する国庫負担金と連動した県の負担金で、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。節2障害者医療費負担金、補正額10万7,000円の減額につきましては、国庫負担金と連動した県の負担金で、実績見込みによる減額をお願いするものでございます。節3障害児通所給付費負担金、補正額103万円の増額につきましては、国庫負担金と連動した県の負担金で、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。節4保育所運営費負担金287万2,000円の減、節5児童手当負担金370万8,000円の減につきましては、国庫負担金と関連した県の負担金で、実績見込みによる減でございます。

23ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節7地域生活支援事業費補助金66万円の減額につきましては、国庫補助金と連動した県の補助金で、実績見込みによる減でございます。節13子育て支援対策臨時特例交付金7万円の減額につきましては、説明欄記載の各項目の事業名称変更等に伴う増減によるものでございます。

31ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費、補正額128万円の減額につきましては、説明欄記載の福祉手当の実績見込みによる減額でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、節13委託料、補正額297万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業実績見込みに伴う減額でございます。節20扶助費、補正額964万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業実績見込みに伴う減額でございます。節28繰出金、補正額1,358万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の介護保険特別会計の事業実績見込みにより繰出金の減額をお願いするものでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 町民センター費、節13委託料、補正額248万9,000円の減額につきましては、町民センター耐震診断業務委託完了に伴う減額でございます。節23償還金、利子及び割引料、補正額19万4,000円の増額につきましては、町民センター運営に係る平成24年度隣保館運営等補助金の額の確定によるものでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目7 障害者福祉費、節7 賃金、補正額204万6,000円の減額につきましては実績による減額でございます。年度当初からの採用を予定して募集を行いました、応募者がなく採用がおくれたことによるものが原因でございます。節19負担金、補助及び交付金、補正額130万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業実績見込みによるものでございます。32ページをお願いします。節20扶助費、補正額1,102万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業実績見込みに伴う減額でございます。

33ページをお願いします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費については、財源内訳の変更でございます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 児童措置費、節7 賃金、補正額964万円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございます。節19負担金、補助及び交付金2,294万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の町外保育所入所負担金及び市立2 保育園の運営交付金の減額で、事業実績見込みによるものでございます。節20扶助費2,350万円の減額につきましては、児童手当の支給実績に伴う減額でございます。

目5 保育所施設整備事業費、節15工事請負費、補正額162万5,000円の減額につきましては、下里保育所新築工事に係る実績見込みによる減額でございます。

34ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、節13委託料、補正額908万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の各種予防接種委託の事業実績に伴う減額をお願いするものでございます。

目5 健康増進費、節13委託料293万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の各種検診事業の実績に伴う減額でございます。

目6 母子対策費、節13委託料、補正額112万5,000円の減額につきましても、説明欄記載の各種健診委託の事業実績見込みに伴う減額をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 観光産業課の関係につきまして御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目3災害復旧費分担金、節1町単独農林水産施設災害復旧費分担金の155万5,000円につきましては、平成25年度に実施しました町単独災害復旧工事8件に係る地元分担金の確定によるものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料、節3那智駅交流センター使用料、これの128万9,000円の減額につきましては、那智駅交流センターの入浴金額の確定による減額でございます。

目5商工使用料、節1体育文化会館使用料の365万3,000円の増額につきましては、体育文化会館の使用料の確定による増額でございます。

24ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金の節11緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金から節13藻場回復推進事業費補助金につきましては、それぞれ補助事業の補助金確定のためそれぞれ増減補正するものでございます。

目5商工費補助金の節1緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金及び節4急速充電設備電気基本料金補助金につきましても、事業実績による補助金確定のために増減するものでございます。なお、このうち節4の急速充電設備電気基本料金補助金の12万1,000円につきましては、道の駅「なち」に設置しております急速充電設備の設置者に対して和歌山県から定額を補助されるもので、本町につきましては44キロワット以下の低圧のため月額1万1,000円を平成25年4月11日から平成26年3月12日の11カ月分について補助されるものでございます。

目9災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の7,268万1,000円の減額につきましては、補助金の確定による減額でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入の881万円のうち、観光産業課関係は那智駅交流センター産品等販売料455万9,000円と立木補償金233万8,000円でございます。那智駅交流センターの産品販売料につきましては、売上高の確定による増額でございます。立木補償金233万8,000円につきましては、J R西日本の那智川橋梁改修工事に係る用地提供に伴う海浜公園内の桜の木22本に係る立木補償でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目5那智駅交流センター管理費につきましては、県補助金及び産品販売料等の増加に伴う財源内訳の変更でございます。

目6小規模土地改良事業費につきましては、起債の変更による財源内訳の変更でございます。

36ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費の節4共済費から節18備品購入費までは、鳥獣害防止対策事業の事業費の確定によるそれぞれ減額でございます。なお、備品購入費の53万円の減額につきましては、当初、猿用の電波発信機の購入及び受信機、それぞれ発信機2機、受信機6機を購入予定しておりましたが、発信機を装着する雌猿の捕獲が1頭しかなかったため、発信機1機、受信機3機分のみの支出となり減額するものでございます。節19負担金、補助及び交付金の256万2,000円の減額につきましては、紀州材需要拡大事業の事業費確定に伴う減額でございます。

項3水産業費、目1水産業総務費、節3職員手当等、超勤手当につきましては、会計検査院の実地検査のため国、県に提出する受検資料の作成及び準備にかかる3月中に行った超勤でございまして、2名分の26時間の超勤手当の補正をお願いするものでございます。

目2水産振興費、節11需用費の30万円及び節13委託料のうち海岸漂着物地域対策推進事業委託の減額100万円につきましては、海岸漂着物地域対策事業の事業費確定による減額でございます。紀州勝浦産生まぐろPR事業の932万円の減額につきましても事業費の確定による減額でございます。

次、37ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節19負担金、補助及び交付金の460万円の減額につきましては、空き店舗活用事業の事業費の確定による減額でございまして、回覧による募集及びホームページ、新聞等による告知を行い事業応募者の募集を行いましたが、応募がなく未実施となったものでございます。

次に、項2観光費、目1観光総務費、節3職員手当等の17万円につきましては、3月のウルトラC級グルメフェスタ等、イベントの会場の設営及び準備、終了後の撤収作業等に係る超勤手当、延べ24名130時間分に係るものでございます。節19負担金、補助及び交付金の1,103万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の各事業の事業費確定によりそれぞれ減額するものでございます。

目2観光振興費、節13委託料の873万6,000円の減額につきましても、それぞれ説明欄記載のあなろぐDIGITAL事業委託及び観光客受入れ態勢整備事業委託、これの委託費の確定による減額でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節13委託料の108万7,000円の減額につきましては、事業費の確定によるもので町単独事業での測量委託は2件195万3,000円を実施しております。節15工事請負費の416万7,000円につきましては、工事費の確定により減額するものでございます。

目2農地農業施設災害復旧費、節15工事請負費の1億5,204万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により減額するものでありますが、平成25年当初予定しておりました災害復旧工事17件のうち7件は国営事業の実施場所となったため国営事業に振りかえとなり減額となり、また国営事業、県営事業との調整により8カ所で工事予定の一部を国営事業、県営事業に

振りかえを行ったため大幅な減額となっております。

目3林道施設災害復旧費につきましては、起債の減額による財源内訳の変更でございます。

観光産業課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

21ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6災害復旧費国庫補助金、補正額311万6,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。工事費の額の確定に伴います国庫補助金の減額でございます。

続きまして、29ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、補正額273万7,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の地籍調査測量業務委託の額の確定による減額でございます。

続きまして、38ページをお願いします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額485万5,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分4共済費41万6,000円、節区分7賃金228万9,000円、節区分13委託料215万円、いずれも額の確定によります減額でございます。

目2大谷地区残土処理場整備事業費、補正額177万円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分22補償、補填及び賠償金、説明欄記載の立木補償費の額の確定による減額でございます。

続きまして、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、補正額422万7,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分13委託料250万円でございます。測量委託業務、新規事業の測量委託業務の発注がありませんでしたので、その減額分でございます。節区分15工事請負費172万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の交通安全施設整備工事の未執行による減額でございます。

続きまして、39ページをお願いします。

項5都市計画費、目2下水道事業費、補正額219万7,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分28繰出金でございます。説明欄記載の下水道事業費特別会計へ繰出額の額の確定による減額でございます。

続きまして、43ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額1,373万1,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の土木施設災害復旧工事の額の確定による減額でございます。

目2公共土木施設災害復旧費、補正額1,120万9,000円を減額させていただきました。内訳に

つきましては、節区分4 共済費17万9,000円、節区分7 賃金119万7,000円、節区分15 工事請負費983万3,000円につきましては、いずれも説明欄記載の額の確定による減額でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） 消防関係について御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15 県支出金、項2 県補助金、目7 消防費補助金、節区分4 消防防災施設等整備費補助金の補正額105万6,000円につきましては、消防団小型動力ポンプつき軽積載車両が総務省消防庁から貸与されたことにより減額したものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

款20 諸収入、項4 雑入、目1 雑入、節区分1 雑入の説明欄最下段記載の消防団員公務災害補償共済補正額206万7,000円につきましては、補償共済額確定に伴い減額したものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費の補正額753万9,000円の減額の内訳につきましては、節区分1 報酬における消防団員に係る年報酬及び出動手当の支払い額確定に伴い604万3,000円を減額したものでございます。節区分5 災害補償費149万6,000円につきましては、療養補償費及び休業補償費とも支払い対象事案がなかったため減額したものでございます。

目3 消防施設費、節区分18 備品購入費の補正額300万2,000円につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました消防団小型ポンプつき軽積載車両1台が総務省消防庁から貸与されたこと、そのほかの整備資機材の支払い額の確定に伴い減額したものでございます。

消防の関係は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 教育委員会関係の御説明を申し上げます。

まず、歳入になります。

21ページをごらんください。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 教育費国庫補助金、補正額減額の1,013万円になります。節区分3 学校施設環境改善交付金、これ那智中学校の工事費確定による補助金の確定による減額になります。

続きまして歳出、41ページをお願いいたします。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、補正額減額の388万4,000円。内訳といたしまして、節区分7 賃金187万5,000円の減額、これは支援教員に対する人件費でございます。支援教員の時間数等々の使用実績により減額させていただいております。節区分15 工事請負費200万9,000円、これにつきましては、補正で宇久井小学校等の改修の工事費をいただいております。

ましたが、その余り100万円余りと浦神小学校の浄化槽設置工事としていただいております。これは未実施による減額であります。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費、補正減額133万5,000円。節区分7賃金、これも小学校費と同じで中学校に配置しております特別支援教員に対する時間給の実績による減額でございます。

目3那智中学校校舎大規模改修事業費、補正額減額の593万円。節区分13委託料122万2,000円、節区分15工事請負費減額の470万8,000円、これにつきましては事業費確定による減額であります。

教育委員会関係は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時45分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

質疑を行います。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと3点ほどお聞きします。

26ページの基金繰入金、その財政調整基金の繰入金と減債基金の繰入金、それぞれ1億円ずつ取り崩してこれへ、基金へ入れてますけども、これの現在の残高ですね、積立額幾らになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、40ページなんですけども、災害対策費の工事請負費1,698万円の減額なんですけども、津波避難困難地区対策工事、大幅な減額なんです、ちょっとこれが6工事確定によるという、完了による減額だということなんですけども、この内容をですね、ちょっと金額が大きいんで説明お願いしたいと思います。

それから、その次のページの41ページ的那智中学校校舎大規模改修事業費、これで財源内訳で国庫補助金が1,013万円減額、過疎債が1,920万円、これだけ大きく減額されているんですけども、そのかわりに一般財源が2,340万円とふえている。この減額された原因、どういうところで減額されたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、お尋ねの財政調整基金、それから減債基金の額でございますが、平成25年度の予算におきましては全額戻し入れをまず歳入のほうでしております。それから、ページの44ページになりますけども、財政調整基金と減債基金につきましては説明でも申し上げましたが、1億5,000万円と2億円を積み立てしております。平成26年度の3月末の額でございますが、財政調整基金につきましては8億2,400万円ほど、それから減債基金につきましては9億7,200万円ほどという額になっております。

次に、ページ40ページの災害対策費の中で、津波避難困難地区の工事費、6地区になりますけども、工事請負費で1,698万円減額となっております。この分につきましては事業費確定による不用額を減額したものでございますが、4つの事業で3,806万5,000円ほど繰り越した事業がございます。そのほかの事業につきまして不用額を減額させていただいております。

特にこの価格、1,600万円も減額、なぜなったのかということなんですけども、福祉健康センターの裏に建築いたしました避難階段なんですけども、それが当初はタワー状のものをつくって上がるもの、またはゼット型に折れ曲がったりして上がっていく構造のようなものを考えておりましたが、直線上の階段に変更したために、この分で減額になっております。この分の減額が大きなものとなっております。当初2,100万円ほど設計価格で予定しておりましたが、建築の設計によりまして1,139万2,500円で入札、契約しております。1,139万2,500円となっております。

41ページ的那智中学校大規模改修事業費の関係、地方債の関係でございますけども、これは過疎債を充てておる分でございますが、当初考えていたものよりも、対象となる事業費が減額となっておりますので、この過疎債の対象となる事業費が減額となった。かわりに一般財源の分がふえたということでございます。

以上でございます。

〔3番下崎弘通君「国庫補助金の減額が」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 41ページ的那智中学校の国庫補助についてでございます。

これにつきましては、御存じのとおり、那智中学校改修につきましては全面改築という形ではなく既存の部分を残した部分がございますので、その関係で新校舎の全てが補助対象にならなかった部分もございまして、国庫補助等の減った部分がございます。それで全体の工事費が下がった分で補助対象面積も減ったと、率等は減ってないんですが、全体が減ったという部分でございましたので国庫補助は減額されております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 財政調整基金が今度8億2,400万円になると、そして減債基金が9億7,200万円積み立てということになるんですね。それで、これはもう今後もこれはあと積み立ての見込みとか、そういうのは、まあ今年度はないと思うんですけども、まだまだこれから積み立てれる可能性はあるのかどうかですね、難しいと思うんですけど、その点だけちょっと確認させてください。

それから、その津波避難困難地区の対策工事は結構です。

それで、那智中学校の関係の国庫補助の関係なんですけども、その補助対象額が減ったということですか、これは。その当初に見込んでたのが既存の建物とかそういう関係でいろいろあったんで、新築する、改築する校舎分について補助対象としていたのが減額されたと、補助基準額が減額された、率是一緒ですね。工事費がそれだけ減額になったんで、その国庫補助が少なくなったということで理解してよろしいですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お尋ねの財政調整基金、それから減債基金の積み立ての今後の予定なんですけども、当然過疎債につきましても、ほかの起債につきましても、償還分が発生してまいります。その分につきましては減債基金また財政調整基金で積み立てていくことが必要となっております。

今後でございますけども、借り入れをした分の何割かは、やっぱり積み立てて償還に充てていかなければならないと思っております。その分については積み立てを必要としております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員おっしゃられるとおり、工事費の確定による減額ということでございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この議案については、もう既に3月9日に予算措置をされてあると、あとはもう我々が認めるとか認めんと、まあ報告を受けるというだけのことですね。

それで、今回は財政調整基金あるいは減債基金に3億5,000万円積み立てるということと、2億2,000万円の予算上の、歳出の予算上の減額があったということで5億7,000万円、まあ6億円近い金が不用額といいますか、まあ不用額ですね、不用額として予算化されてあると、細かく予算化されてあるんですね。このことについて不用額がなぜ不用額ができたということについては、決算審査のときいろいろ議論になるわけなんですけどね、このように細かく予算措置をされますと、これ専決処分ですんでね、もう議決の対象ということではならないと思うんで、まあそんなに厳しい議論にはならんと思うんですよね。

なぜね、今回ですよ、いつもこんなかなと、これほどまでも細かいに予算措置をしてないと思うんです。なぜ減額、これだけの減額があったんかということを知りたいといたら、もう幾ら時間があっても足りませんので、もう予算措置は既にされてある、既にされてある。幾ら言うても、もう後の祭りですんでね、この点について、総務課長なり町長がどういう認識であるんか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お尋ねの今回の専決処分につきまして、いつもこのような形で不用額を出しているのかということでございますけども、毎年このような形で不用額を出させていただいております。そしてまた、基金の積み立ての額、まあ今回でしたら基金積み立ての額になりますけども、基金の積み立ての額を確定するために、基金の積み立てをするために不用額をどんどん出してそこへ積み立てるといような形をとっております。

今回の平成25年度予算でございますけども、起債の借り入れが20億円近くありますので、当然その償還分というのが先々に必要になってまいります。その分の積み立てを今しとかなんだからあかんような状態になりますので、今回減債等、財政調整基金へ積み立てしておりますけども、まだ必要なかなぐらいは思っております。

それともう一つの理由としましては、積み立てもそうなんですけども、取り崩した分ですね、全額戻し入れしてますけども、それをいつもでしたらマイナスでしたら取り崩しを確定するためにこのような専決処分をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 専決処分されますと、どうしても、もう既に予算措置がされてあるということで議論も薄くなるんですよね。そういう弊害もあるわけですね、この専決処分の弊害がある。まあ条例なんかの場合はその上位法がそういうふうに決められてあると、うちの町条例だったら町条例がどうしても年度当初から改正していかないとうまく事が運ばないということもあって、それはわかるんですけどね、その予算ですね、予算は予算であってね、予算は予算措置をしてあると、だけど、そうきっちり確定したものをきちきちその都度、予算措置をするということになれば、決算審査のときの議論がなかなかできないと。

というのは、例えば100万円の予算措置がしてあると、20万円の減額があったと、80万円ですね。だけど、決算では79万円の執行があったと、そしたら1万円の不用額で済んだ。担当が出したとしてもきちっとやっぱり予算措置をしたんかなと、そういう勘違いも起こるんですね。というのは、実際上は21万円の不用額が出てあるのに、決算審査のときですよ、そういう認識になってしまうということもありますんで、そうきちきちとね、不用額が出たからといって慌ててですよ、別に決算のとき報告すればいい話なんで、お金がないんだったら別の話ですけどね、きちきちやらんといかんと。というのは補正を組めんの。

だけど、減債基金にも積み立てれるんでしょう、財調にも積み立てれるんでしょう、それだけ余裕があるんならば、そこらあたりの議論の余地も残しておかんと、なかなか決算審査も形骸化してくるということもありますんで、その点もひとつ考慮していただきたいと思えますわ。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんのほうから専決処分によりまして予算が細かく修正される、いじられると、また決算額との対比でわかりにくいんじゃないかというふうなお話がありました。

一つはそういうこともあり得るかと思うんですけども、当局といたしましては、その事業が確定しまして、国、県等の補助金の確定もございますので、事業確定による事業費を調整しなければならぬ面もありまして、このようなことをさせていただいております。

そして、もう一つは、先ほど申し上げましたような基金の戻し入れの額を確定するとか、積み立てをすることかというふうなこともございます。このようなことも考えまして、検討させていただきたいと思えます。御理解をお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第7号 専決処分（平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第10、報告第7号専決処分（平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 報告第7号専決処分（平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について御説明します。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。

平成26年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ4,730万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,873万3,000円とするものでございます。

今回の専決処分の概要は、歳出のほうの一般被保険者療養給付費などの費用が減額確定いたしました。それに伴いまして歳入であります特定財源、国費増額等々で一般財源が減額するものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1 総括、歳入。

款4 国庫支出金から款12 諸収入まで6 款の歳入合計補正額は減額の4,730万円となっております。

次に、下の5ページでございます。

歳出は款1総務費から款10諸支出金まで6款の歳出合計の補正額、歳入と同額の4,730万円の減額となっております。

補正額の財源内訳の欄、お願いします。

特定財源の国県支出金の合計の欄でございますが、3,595万5,000円の増額。その他の財源といたしまして1,087万2,000円がふえまして、一般財源は9,412万7,000円の減額となっております。

6ページをお願いいたします。

2歳入です。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額1,791万9,000円は、説明欄記載の2件の国庫負担金が確定いたしましたので、それぞれ補正いたしております。

次に、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額2,191万4,000円は、普通調整交付金で1,326万3,000円、そして実施事業確定によります特別調整交付金が865万1,000円増額で補正させていただきます。

次に、目2高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額19万6,000円は、高齢者受給者証発行等事務費に対して補助金が確定したため補正をいたしました。

次のページ、7ページです。

款5療養給付費交付金、補正額318万5,000円は、療養給付費に対する社会保険支払基金からの交付確定による増額となっております。

次に、款7県支出金、項2県補助金、目1財政対策補助金、補正額25万7,000円の増額です。重度心身障害児者医療費の公費負担実施に対する補助金が確定したものでございます。

目2の財政調整交付金は、補正額433万1,000円の減額です。普通調整交付金、説明欄でございますが、普通調整交付金1,949万6,000円減額です。これは歳出の療養給付費等の減額に伴うものでございます。また、すぐその下、特別調整交付金は1,516万5,000円の増額となっております。これは対象実施事業に対する補助額の増額となりました。

次に8ページです。

款8共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、補正額1,577万円、そして目2保険財政共同安定化事業交付金、補正額減額の808万3,000円となっております。それぞれ歳出の共同事業費に対する国保連合会からの交付金の確定により補正をいたしております。

款10繰入金、目1一般会計繰入金、節区分2その他一般会計繰入金、補正額1億234万5,000円の減額は、国庫支出金等が確定で増額したことや歳出の療養給付費の減額によって一般財源への負担が減少したことにより、その他一般会計繰入金を減額補正いたしております。

次のページです。

款12諸収入、項3雑入、目1雑入、補正額345万7,000円、説明欄に記載してございますが、交通事故等の第三者行為による徴収金等の確定により補正をいたしたものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出です。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節区分13委託料99万円の減額です。

そしてその下段、項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費、減額の303万6,000円。これは節区分11需用費から節区分13委託料まで、歳出確定によって説明欄記載の事項につきましてそれぞれ減額補正いたしました。

次に、11ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費です。項 1 療養諸費、計の欄をお願いいたします。減額で2,816万8,000円となっております。

目 1 一般被保険者療養給付費から目 4 退職被保険者等療養費まで、保険者負担分の確定によって減額いたしております。

そして、目 5 審査手数料は審査件数確定による減額補正となっております。

医療給付の内容といたしましては、25年度の件数は9万8,500件ほどです。前年度より0.15%の伸びを示しております。費用額では22億3,467万円ほどになる見込みでございます。前年度より1.66%の伸びとなる見込みです。

国民健康保険の被保険者数あるいは加入率は年々減少しております。被保険者数といたしましては6,482人、加入率は38.6%でございます。療養給付費の内容といたしましては、入院が1,950件、費用といたしまして8億7,443万円、伸び率4.8%でございます。入院以外といたしまして5万1,898件、これは0.46%の減少となりました。入院以外の費用も利用件数が減ったのに伴い1.7%減少してございます。全体として国民健康保険の御説明、療養給付費のほうはざっとこのぐらいにさせていただきまして、12ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費、計の欄でございますが、減額140万5,000円となっております。

目 1 一般被保険者高額療養費、そして目 2 退職被保険者等高額療養費について費用確定による減額補正をいたしております。

項 3 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金、減額補正558万4,000円、そして下の13ページの項 4 葬祭諸費の減額30万円、それぞれ給付額確定による減額でございます。

次の款 3 後期高齢者支援金から款 6 介護納付金、そして最後のページ中ほど、14ページの中ほどの保健事業費につきましては、財源内訳の変更となっております。

14ページ、お願いいたします。

上段の款 8 保健事業費、目 1 特定健康診査等事業費、補正額719万2,000円の減額です。これも事業費の精算により説明欄記載の経費を減額補正いたしましたものでございます。

国民健康保険のほう、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第8号 専決処分（平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第11、報告第8号専決処分（平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 報告第8号専決処分（平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について御説明いたします。

次のページ、専決処分書です。

平成26年3月31日に専決処分をいたしております。

1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ860万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,519万円とするものです。

今回の専決処分の概要といたしましては、歳出で後期高齢者広域連合納付金が減額となりました。伴いまして、歳入の後期高齢者医療保険料も減額、そして一般会計繰入金の減額ということで専決補正を行ったものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1 総括、歳入。

款1 後期高齢者医療保険料から款5 繰越金までの歳入合計、補正額と、5ページの下ページですが、歳出合計、それぞれ減額の860万8,000円と同額となっております。

財源内訳につきましては、一般財源の減額でございます。

6ページをお願いいたします。

2歳入です。

款1 後期高齢者医療保険料、目1 後期高齢者医療保険料、補正額は減額の962万2,000円です。節区分1 現年度分特別徴収保険料は428万4,000円の増、節区分2 現年度分普通徴収保険料1,390万6,000円の減額となっております。それぞれ所得情報等に基づき広域連合において算定し決算見込み額により補正するものでございます。

次の款3でございます。繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額は329万1,000円の減額です。節区分1 事務費繰入金286万8,000円は広域連合の25年度事務費の確定精算による減額です。次に節区分4 その他一般会計繰入金、当年度分の本会計の事務費決算見込み額により減額といたしております。

7ページをお願いいたします。

款4 諸収入、項3 雑入、目1 雑入、補正額388万2,000円は、後期広域連合の療養給付費の確定に伴う説明欄記載の過年度療養給付費負担金還付金101万4,000円と広域連合を構成する市町村が負担した事務費分賦金返還金でございます。

次の款5 繰越金、目1 繰越金、補正額42万3,000円は前年度繰越金でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出です。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額860万8,000円の減額です。広域連合へ納付する保険料分の負担金等の決算見込み額により減額補正をいたしましたものでございます。

以上で御説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第9号 専決処分（平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第12、報告第9号専決処分（平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 報告第9号専決処分（平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億18万4,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入でございます。

款5繰越金、歳入合計で補正前の額2億9,890万8,000円、補正額127万6,000円を追加し、計3億18万4,000円となるものでございます。

5ページをお願いします。

歳出です。

款1総務費、歳出合計で補正前の額、補正額、計は歳入と同額でございます。補正額の財源内訳は一般財源で127万6,000円の増でございます。

6ページをお願いします。

歳入です。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正前の額3,449万4,000円に補正額127万6,000円を追加し、計3,577万円とするものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正前の額4,806万2,000円に補正額127万6,000円を追加し、計4,933万8,000円とするものでございます。

理由といたしましては、平成25年度中間消費税が発生したため補正をお願いするものでございます。中間消費税の発生でございますが、直前の課税期間の確定消費税が48万円から400万円以上の場合に発生をするものでございます。平成24年度の確定消費税が255万1,800円のため、平成25年度において中間消費税が発生したため補正するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 報告第10号 専決処分（平成25年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について**

○議長（森本隆夫君） 日程第13、報告第10号専決処分（平成25年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 報告第10号専決処分（平成25年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いします。

平成25年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,669万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入でございます。

款4繰入金、歳入合計で補正前の額3,889万4,000円、補正額減額の219万7,000円、計3,669万7,000円となるものでございます。

5ページをお願いします。

歳出でございます。

款1 総務費、歳出合計で補正前の額、補正額、計は歳入と同額でございます。補正額の財源内訳は一般財源で219万7,000円の減でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款4 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、補正前の額3,493万1,000円より補正額219万7,000円を減額し、計3,273万4,000円とするものでございます。

減額理由といたしましては、汚泥処理業務委託の精算によって減額するものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、補正前の額1,945万5,000円より補正額219万7,000円を減額し、計1,725万8,000円とするもので、減額理由といたしましては、下水利用者の減少により汚泥処理量が減少したため汚泥処理回数が減少となったことによるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、ちょっとお尋ねします。

この219万7,000円の減額は、処理人口が減ったためというお話ですが、これは自然現象なのか、それとも加入者が脱退したんかね。で、新たに加入者がふえたのは何戸ふえたのかということ、その辺をひとつよろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） お答えします。

下水利用者の減少ということで1件会社が倒産しまして、その下水がとまっております。それで汚水処理量の減少でございますが、全体額の約25%が減少しております。それによりまして汚泥処理回数、委託している回数が8回を予定したところ2回になっております。これは量だけではなく、その地域のその方の汚泥の出し方等にも処理回数に、はね返っておりますので、多分どろどろした汚泥が流されていたものと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第10号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第11号 専決処分（平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正  
予算（第4号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第14、報告第11号専決処分（平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 報告第11号について御説明申し上げます。

報告第11号専決処分（平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

平成26年3月31日、専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いします。

平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,017万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,161万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1介護保険料から款7繰入金まで、歳入合計で補正前の額18億3,178万2,000円、補正額2,017万2,000円の減額で、計18億1,161万円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費から款3地域支援事業費まで、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、補正額7万6,000円の増につきましては、節1現年度分特別徴収保険料の減934万4,000円、節2現年度分普通徴収保険料

の増942万円のトータル実績見込みによる増となっています。この主な原因は、団塊の世代新規加入による普通徴収増によるものと分析しております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金117万8,000円につきましては、説明欄記載の介護予防給付費負担金の給付実績見込みによるものでございます。

7ページをお願いします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1調整交付金273万1,000円の増につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため第1号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるもので、給付費実績見込みによるものでございます。

目2地域支援事業交付金、補正額152万1,000円の減額につきましては、節2地域支援事業包括的支援事業等交付金に係る実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、補正額減額の797万円につきましては、説明欄記載の社会保険支払基金交付金で給付実績見込みにより減額するものでございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金増額の157万8,000円につきましては、国の負担金に連動した保険給付費の実績見込みによるものでございます。

8ページをお願いします。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、補正額76万1,000円の減額につきましては、国費に連動した実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金326万6,000円の減額につきましては、介護予防給付費など町の負担分12.5%で、給付費実績見込みによる減額でございます。節2その他一般会計繰入金1,031万6,000円の減額につきましては、職員給料、事務費など町の負担分で実績により減額をお願いするものでございます。

9ページをお願いします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、補正額減額190万1,000円につきましては、給付実績見込みにより介護給付費準備基金取り崩し額を減額するものでございます。

10ページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費、項1保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金、補正額減額659万8,000円につきましては、居宅介護サービス給付費の説明欄記載の給付実績見込みによる減額でございます。

目2施設介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金、補正額439万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の給付実績見込みによる減額でございます。

目3審査支払手数料、節13委託料、補正額38万5,000円の減額につきましては、介護保険給付費に係るレセプト審査の国保連合会への委託経費で実績見込みによるものでございます。

款2 保険給付費、項2 高額介護サービス費、目1 高額居宅介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金、補正額59万3,000円の減額につきましては実績見込みによるものでございます。

目2 高額施設介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金、補正額33万5,000円の減額につきましても実績見込みによるものでございます。

11ページをお願いします。

款2 保険給付費、項3 高額医療合算介護サービス費、目1 高額医療合算介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金、補正額25万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の実績見込みによるものでございます。

款3 地域支援事業費、項2 介護予防事業費、目1 介護予防事業費、節13委託料、補正額156万5,000円の減につきましても、地域介護予防活動支援事業委託に係る実績見込みによる減額でございます。

12ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業費、目1 包括的支援等事業費、節13委託料、補正額30万円の減額につきましては、地域自立支援事業委託に係る実績見込みによる減額でございます。節19負担金、補助及び交付金、補正額574万7,000円の減額につきましては、地域包括支援センター事業に係る町社会福祉協議会補助金の実績見込みによる減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第11号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第12号 専決処分（串の谷川河川災害復旧工事請負契約の変更）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第15、報告第12号専決処分（串の谷川河川災害復旧工事請負契約の変更）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 報告第12号専決処分（串の谷川河川災害復旧工事請負契約の変更）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年3月25日に専決処分させていただいております。

内訳につきましては、1、工事名、串の谷川河川災害復旧工事。2、入札の方法、指名競争入札。3、契約の金額、当初請負額2億1,913万5,000円。第1回変更契約額、金2億934万3,750円。変更契約増減額、金減額979万1,250円。4、契約の相手方、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町朝日2丁目164。木原造林株式会社代表取締役岩本嘉四郎。

本工事につきましては、当初契約で議会の承認を得た工事でございますので、金額の変更がある場合は議会の承認を得なければなりません。本来なら3月議会に議案を提出し承認を得なければなりません。

本工事は小阪地区の河川災害復旧工事でございます。通常災害復旧工事の場合、数量の変更がない場合がほとんどですが、本工事は、施工延長が874メートル、施工幅が狭く勾配も急峻であり、仮設工として工所用道路を計画していました。畑や水田の民地を借用するため当初計画からの変更が生じ、工所用道路の数量の変更や削除の精算に予想以上の時間を費やし3月議会中に議案の提出ができませんでしたので専決処分をしたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第12号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第13号 専決処分（長野川河川災害復旧工事請負契約の変更）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第16、報告第13号専決処分（長野川河川災害復旧工事請負契約の変更）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 報告第13号専決処分（長野川河川災害復旧工事請負契約の変更）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年3月25日に専決処分させていただいております。

内訳につきましては、1、工事名、長野川河川災害復旧工事。2、入札の方法、指名競争入札。3、契約の金額、当初請負額、金1億1,235万円。第1回変更請負額、金9,463万2,300円。変更契約増減額、金減額1,771万7,700円。契約の相手方、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦78番地2。井筒建設株式会社代表取締役井筒千津留。

本工事につきましては、当初契約で議会の承認を得た工事でございますので、金額の変更がある場合は議会の承認を得なければなりません。本来なら3月議会に議案を提出し承認を得なければなりません。

本工事は、高津気地区の河川災害復旧工事でございます。通常災害復旧工事の場合、数量の変更がない場合がほとんどですが、本工事は施工延長が662メートル、施工幅が狭く勾配も急峻であり、仮設工として工事用道路を計画していました。畑や水田の民地を借用するため当初計画からの変更が生じ、さらには土砂で埋まっていた部分の石積みの安全確認など、工事用道路の数量変更や削除の精算に予想以上の時間を費やし、3月議会中に議案の提出ができませんでしたので専決処分をしたものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第13号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 報告第14号 平成25年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（森本隆夫君） 日程第17、報告第14号平成25年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第14号平成25年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成25年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、25年度予算に計上している事業のうち、26年度に繰越明許をさせていただきました事業に係るもので、款項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載しております。

款3の民生費の介護基盤緊急整備等臨時特例補助金から最後の款10災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業まで、合計金額23億2,353万1,400円。うち翌年度への繰越額は7億3,672万5,000円で、財源内訳は未収入特定財源のうち国県支出金が2億1,458万2,000円、地方債が4億1,340万円及びその他8万9,000円と一般財源1億865万4,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定によりまして議会に報告するものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第14号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 報告第15号 平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（森本隆夫君） 日程第18、報告第15号平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 報告第15号平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

款2 工事費、項1 施設整備事業費。事業名、簡易水道統合整備事業。金額1億9,450万8,000円。翌年度繰越額1億3,591万1,000円でございます。財源内訳といたしましては、国県支出金1,720万2,000円、地方債4,530万円、一般財源7,340万9,000円となっております。

繰越工事といたしましては、太田川取水施設工事、太田川建築工事、施工監理委託、用地購入費、立木補償でございます。繰越理由といたしましては、取水施設工事におきましては県との協議が不測の日数を要したためであり、建築工事におきましては建築価格の高騰等により、設計の見直し等により不測の日数を要したため、また用地関係におきましては境界確定に不測の日数を要したため繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第15号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 報告第16号 平成25年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（森本隆夫君） 日程第19、報告第16号平成25年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 報告第16号平成25年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

平成25年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款1 資本的支出、項2 簡易水道統合整備事業費。事業名、簡易水道統合整備事業。予算計上額8億822万4,000円。支払義務発生額1億7,242万5,495円。翌年度繰越額6億3,493万9,000円でございます。

財源内訳といたしましては、企業債4億9,930万円、国庫補助金6,366万3,000円、損益勘定留保資金7,197万6,000円となっております。繰越工事といたしましては、太田川取水施設工事、太田川建築工事、施工監理委託でございます。繰り越しの理由といたしましては、簡易水道でも御説明いたしましたが、取水施設工事におきましては県との協議の不測の日数を要した

ためであり、建築工事におきましては建築価格の高騰等による設計の見直し等により不測の日数を要したため繰り越しをお願いするものであります。

地方公営企業法第26条の規定により報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第16号についての報告を終わります。

休憩します。再開15時。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時38分 休憩

14時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第46号 町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第20、議案第46号町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第46号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給料その他の給与条例（昭和30年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に、次の1項を加える。

7、平成26年7月1日から平成26年7月31日までの間における町長及び副町長の給料月額  
は、第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、同条第1項及び前項に定める額から当該額に  
10分の1を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附則、この条例は平成26年7月1日から施行する。

新旧対照表では4ページ目の改正後のところにこの第7項が追加されております。下線の部分になります。御参照をお願いいたします。

平成26年7月1日から平成26年7月31日まで1カ月間、町長及び副町長の給料を10分の1減額し、町長につきましては50万2,000円を45万1,800円に、副町長につきましては47万6,000円

を42万8,400円とするものでございます。

町長の町政報告の中で報告とおわびを申しあげました本町職員が事務局を担当する団体の会計に係る私的流用事件につきまして懲罰委員会に諮り、4月16日付で本人を懲戒処分、懲戒免職、また管理監督不適切として前生涯学習課長を減給10分の1、1カ月、教育次長を戒告といたしております。

町長、副町長につきましては、減給10分の1、1カ月。上司としてみずからの監督責任を明らかにすべく給与の一部返上をいたしたく、本条例改正をお願いをいたしております。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 次長については戒告ということでしたね。聞くところによると、減給10分の1という話も聞いた、それはないんですか。

まあそれはともかくとして、町長のこの件に関するコメントの中に、法的措置も辞さないというような意味のことも書いておりましたが、その後どないなったのか。

それと、私、再発防止策というものも一応町長の町政報告の中で少し聞いたんですけど、もう少し詳しく再発防止策についてお伺いしたい。

また、なぜこういうことに至ったかということについても、事実関係についてもですね、新聞報道などでちょっと承知しておりますが、実際当局としてどういうふう把握してあるのかということもひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お尋ねの次長につきましては戒告となっております。

その後、この件に関しまして警察への届け出になりますが、4月2日に教育次長が本人を伴い直接新宮警察署に情報提供をしているような次第でございます。その後、特に動きはございません。

再発防止策でございますが、町長の町政報告の中にもありましたが、まずは綱紀の肅正、保持ということで、4月16日付で職員の綱紀の保持と服務規律の徹底について副町長名ですぐに文書を通達しております。4月15日付で、また実態把握と再発防止のために職員が管理する現金等の状況調査を実施いたしました。これは4月末締め切りで35件、職員が取り扱う公金というのが種類としてあります。これにつきまして5月9日に内部組織ではありますが、副町長をトップにいたしまして各課の副課長で構成する公金等の取扱監視委員会を発足させ、提出された状況調査について全件確認をさせていただきました。平成23年度分から25年度分、全て調査をさせていただいております。この今回の確認作業、5月14日に行いましたが、内容については、職員が事務局を務める団体の会計を全て明らかにして現金等の取扱状況をまずチェックする。そして必要なものについては担当課に聞き取りを行う。また、通帳により年度末残高と決算額の確認、通帳の記帳の確認と、それから通帳と印鑑の管理状況をもう一度確認させていただいております。印鑑の管理を上司に預けるなど、別に管理させることを徹底するようにいた

しました。定期的にこのような確認事項を行うように考えております。

また、今回の調査におきましても通帳と印鑑が担当者が管理している例というのが、この事例が幾つかありまして、これはもう早期に改善するという事で通知通達をしております。また、職員が取り扱う使用料等につきましても、現金については取り扱い後すぐに入金する、入金と間に合わない場合は金庫に保管し、それからすぐに入金するというふうな指導を徹底させております。

また、6月26、27日になりますけども、体育文化会館で病院の看護師、消防士も含む全職員を対象にいたしまして、和歌山県の監察査察監の方によります公務員倫理について研修会を行う予定でございます。

再発防止策については以上です。

今回の事件の事実関係なんですけども、簡単にだけ説明させていただきます。

職員が事務局を担当する団体の会計に係る私的流用事件につきまして、平成26年3月31日に把握されました教育委員会生涯学習課副主査による私的流用が確認されまして、先ほど申し上げましたが4月16日付で懲戒処分といたしました。本人は懲戒免職でございます。

私的流用した職員は那智勝浦町在住の教育委員会生涯学習課副主査37歳の男性職員、10年間勤務ということでございます。

私的流用がありました関係団体名と流用額でございますが、那智勝浦町文化協会につきましては123万7,045円、和歌山県世界遺産熊野地域協議会につきましては88万503円、合計しまして211万7,548円の額が私的流用されております。町政報告の中にもありましたが、全額戻し入れがされております。この私的流用のあった期間ですけども、23年4月から25年10月ということでございます。

処分の内容につきましては先ほど申し上げましたので。

以上がこの関係の状況ということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 公金横領といえますかね、その私的流用の分については本人がそれを弁償したと、あるいは、懲戒免職ということで懲戒処分を受けておると、そういうこともあって、町長はコメントの中で法的措置ということも言及されておりましたが、新聞報道によりますと、それはしなかったということですね。訴追せなんだということですね。

それで私ね、常々思うんですよ、こういう不祥事があるたびにね。町の補助金を交付してる団体、幾らかありますね。その事務局を持ってると。事務局は庶務でしょうかね、庶務という立場ですよ、事務局は持っているのはいっぱいありますね。だけど、会計を同じ担当者が持つと、交付する側の人間が会計もすると。その交付する側の交付する人と受け取る人が同じであるということもおかしな話なんでね、この点はですよ、まあこれからもこの後、補正で出てくると思うんですけど、やはり会計と、その事務、総務課なら総務課が事務局持ってるから総務課の職員がその会計もするということはおかしいですよ、実際問題。交付する側とそれを使

う側が同じで、その公金を、公金ですね、お金を扱う人も同じであるというのは、何か不自然なんですね。だから、その点もひとつ議論して、改善できるものは改善していただきたいと。じゃないと、またあと10年もたったら忘れますんでね、幾ら綱紀肅正といっても忘れますよ。人間、喉元過ぎたら熱さ忘れると言いますんでね、そういうこともあるんで、そういうことのないようにその体制も変えていくというような考えはないんですか。

○議長（森本隆夫君） 副町長植地君。

○副町長（植地篤延君） お答えいたします。

先ほど6番議員からおっしゃっております管理体制のあり方については、議員のおっしゃるとおり、この構成委員のほうで今後検討を続けて、そういうところが可能であれば、明確に区分けしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） その補助金を交付されている団体でも大多数は庶務も会計も自分らで、自前でやってるところも多いんですよ、民間の団体はです。だけど、文化協会にしても何にしても、まあ協議会はまた別でしょうがね、民間の団体ですんでね、あくまでも。やっぱり民間の団体は事務局はその団体が事務局を持つと。まして会計はその団体の構成員でもってやってもらうというようなことでないと、また起きますんで、ひとつその点ね、副町長頑張ってそういうふうな仕組みにしていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 副町長植地君。

○副町長（植地篤延君） 仰せのとおり、そういうところも視野に入れてしていきたいと。現在の体制では監査を外部の委員さんをお願いしておるわけなんですけども、その監査機能が十分働くように、こちらのほうもそういった体制をしっかり整えていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第47号 那智勝浦町立保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第21、議案第47号那智勝浦町立保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第47号について御説明申し上げます。

〔議案第47号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町立保育所設置条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、下里保育所の項、位置の欄中「粉白33番地」を「下里90番地1」に改める。

この改正につきましては、下里保育所新築に伴う施設移転により位置の変更をお願いするものでございます。

附則、この条例は平成26年6月30日から施行する。

次のページに新旧対照表をつけさせていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第48号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第22、議案第48号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） 議案第48号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

那智勝浦町火災予防条例（昭和52年条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

次のページに改正条文を記載しております。

まず、この条例の改正に至った経緯といたしまして、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、平成26年1月31日付、消防予第20号による火災予防条例（例）の一部改正についての通知を受けましての那智勝浦町火災予防条例の改正でございます。

お手元の別紙、那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例関係資料、新旧対照表をごらんください。

目次に、第5章の2、屋外催しに係る防火管理（第42条の2から第42条の3）を規定するものです。

（液体燃料を使用する器具）についての第18条第9号の2において、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することとしたことの規定を新設し、この規定は第19条、第21条、第22条にも同様の改正で準用されます。

なお、第20条ですが、これについては条文の中で第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用すると規定されているため、今回改正の必要はございません。

次に、新旧対照表2ページ中段の新設の第5章の2、屋外催しに係る防火管理に関する事項で、指定催しの指定について、第42条の2関係では、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定することとしたことです。

消防庁の運用指針によりますと、指定催しとする要件は、露店数が100店舗を超える規模の催しとしておりますけれども、地域の催しの実情に応じて、より小さな数を定めても差し支えないとされております。それに従いまして、本町では指定予定は、那智勝浦町花火大会、南の国の雪まつりを大規模な催しとして指定する予定にしております。これについては立入検査対象でございます。

次に、2ページ下から2行目（屋外における催しの防火管理）について、新設の第42条の3関係では、指定催しを主催する者は当該指定催しを開催する14日前までに防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し提出させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならないとしたことです。当該計画については、1号から6号まで規定しております。

次に、資料3ページ下から5行目です。（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行

為等の届け出)について、新設の第45条第6号関係では、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は対象火気器具等を使用する場合に限って消防機関に届け出なければならないこととしたことです。これについては、全ての催しが対象となりますが、小規模催しについては立入検査の予定はありません。

続きまして、罰則に関する事項についてでございます。

第49条、第50条関係では、条例第42条の3の第1項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画は、当該催しを主催する者による火災予防の基礎となるものであることから、屋外における催しの防火管理の実効性を担保するため、当該計画の提出義務違反について罰則を科することとしたもので、これについては、大規模な催しのみが対象となります。小規模な催しは対象外です。この罰則に関する改正事項につきましては、和歌山地方検察庁と協議済みでございます。

火災予防条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） お尋ねいたします。

この条例を制定した後の周知をどのように図っていかれるのかという点と、それから、18条、19条にそれぞれ液体と固体の燃料という印がございますが、気体、プロパンガスなどですね、それはどこに該当されるのかということをお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） この周知につきましては、広報、地方紙等で周知を図りたいと思います。なお、平成25年中、昨年8月の事故がありまして、それを受けまして本町では14回、いろいろな催し物に立ち入りを行いました。小規模な催しから、もう既に当町の花火大会は終わっておりますので、南の国の雪まつりが今回大規模催しの対象になりますけども、それにも立ち入りしました。そのほかでは、地元の各地区の秋祭り等にも出向きまして立ち入りを行いました。各地区的祭りの担当者の方に消火器等の準備をお願いしたところでございます。今後いろいろな場面を通して周知していきたいと思っております。

それから、先ほど説明しましたが、第20条、気体燃料を使用する器具に関する第20条では、先ほど条文の中で第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用すると規定されているため改正の必要はありませんという説明を申し上げましたが、この20条の中に気体が含まれております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第49号 平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第23、議案第49号平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第49号平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,117万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億7,047万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額83億5,930万円、補正額1億1,117万1,000円、計84億7,047万1,000円となっております。

3ページをお願いします。

歳出ですが、款2の総務費から次のページまでお願いいたします。款10の災害復旧費まで、歳出の合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いします。

第2表地方債補正です。

起債の目的欄、過疎対策事業を補正、計、補正前の限度額は13億4,360万円に1,810万円を増額し、補正後の限度額を13億6,170万円とするものでございます。

6ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括として、このページの歳入、次の7ページの歳出について、それぞれ1億1,117万1,000円の増額をお願いしてございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が6,051万4,000円、地方債が1,810万円、その他230万円、一般財源として3,025万7,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

2歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額3,025万7,000円を追加し、合計額は27億8,025万7,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,406万8,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金で、主に今回は厚生労働省分について補助金を受け入れるものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、節5和歌山防災力パワーアップ事業費補助金100万円につきましては、自主防災組織が行う避難路整備に対する町の支援補助に2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款20の諸収入、目1雑入、節1雑入、補正額130万円は、説明欄記載の一般コミュニティ助成事業。これは大野保郷会へのお弓祭りの衣装等に対しまして、財団法人自治総合センターから助成を受けるものでございます。

款21町債、項1町債の目2の民生債と目8の教育債、説明欄記載の事業につきまして1,810万円補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いします。

3歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算費、節13委託料2,118万円につきましては、説明欄記載のとおり、社会保障・税番号制度導入準備業務委託で、本町の電算システムを税番号制に対応するよう改正するものでございます。社会保障・税番号制度は、公平な社会保障制度の基盤となるもので、平成28年に個人番号カードを交付し、順次利用を開始していくものでございます。

目7の企画費、節4共済費42万円、節7の賃金245万6,000円、節11需用費39万3,000円につきましては、太田地区に集落支援員を1名、色川地区に地域おこし協力隊1名をそれぞれ7月から9カ月分予算計上をお願いするものでございます。節19の負担金、補助及び交付金153万5,000円のうち130万円につきましては、先ほども説明申し上げましたが、大野保郷会のお弓祭りの衣装、活動備品等の整備に関するコミュニティ助成事業補助金をお願いしております。また、23万5,000円につきましては、説明欄記載のとおり、明日をかたる那智勝浦町活性協議会補助金で、この協議会は昨年発足いたしましたが、今年度から地域の若者たちが町の活性化を推進することを目的とした一般の団体として活動することとなり、これに対する県補助金と同額の町補助金をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 5 災害対策費で430万8,000円の補正をお願いいたしております。節15工事請負費300万円は仮設住宅跡地整地工事で、福祉健康センター奥の町有地の一部、この手前側のほうについて復旧のため砕石を取り除き渋土を敷くものでございます。節18備品購入費30万8,000円は町の中核避難所等にN T Tが敷設していただきました回線を避難所開設時に使用するために電話機30台を購入するものでございます。節19負担金、補助及び交付金100万円につきましては、自主防災組織支援補助金について当初予算のほうで200万円の予算をいただいておりますが、自主防災組織から交付申請を締め切ったところ、予算額を超える申し込みがありました。自主防災組織の防災体制の強化に頼るところが多く、災害に強いまちづくりを少しでも前へ進めるために100万円の追加補正をお願いするものでございます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費補助金、節15子育て支援対策臨時特例交付金、補正額1,590万1,000円の増額につきましては、平成26年第 1 回定例会において御説明させていただいておりますところでございますが、わかば保育園改築工事に伴う補助基準額及び補助率に変更されたことに伴うものでございます。補助基準額の変更につきましては、物価上昇と消費税率の引き上げによる国の補助金額の単価が平成26年 4 月 1 日に見直しされたものでございます。補助率につきましては、県補助金交付要綱に基づき、県 2 分の 1、町 4 分の 1、事業者 4 分の 1 として当初見込んでおりましたが、国の安心こども基金運営要領では、過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業は補助率が10分の5.5であることから、県と協議し、県10分の5.5、町4分の1、事業者5分の1に補助率を変更するものでございます。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 5 町民センター費、節13委託料40万円の増額につきましては、町民センター耐震補強工事に伴う実施設計監理業務委託料でございます。この委託料につきましては、平成25年度予算においても計上させていただいており、耐震診断の結果に基づき早期に工事着手の予定でございましたが、耐震判定書が届けられたのが年末であったことから、平成25年度での実施設計監理業務の発注は見送られたことにより再度計上させていただくものでございます。なお、平成25年度当該予算については専決により減額させていただいております。

12ページをお願いします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節13委託料、補正額26万円の増額につきましては、平成27年 4 月から本格スタートが予定されている子ども・子育て支援新制度の開始に伴う例規作成支援業務の委託料であります。

子ども・子育て支援新制度に基づく事業を実施するに当たり、市町村は地域型保育事業の認可基準や放課後児童健全育成事業の設置運営基準等にかかわる条例制定の必要があります。本町においても9月議会での条例制定に向け現在準備中ではありますが、子ども・子育て関連3法の施行に伴い56件の法律が改正され、国が示す従うべき基準や参酌基準をもとに地域の実情に合わせた基準を検討し、条例で規定していくことになることから、事務処理が多岐に及ぶため業務委託により例規整備に必要な資料の提供を受けるものでございます。節19負担金、補助及び交付金、補正額1,946万1,000円の増額につきましては、歳入のところで御説明させていただきましたとおり、わかば保育園改築に伴う保育所等施設整備事業補助金の基準額及び補助率が変更されたことに伴うものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 観光産業課の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

歳入、款12分担金及び負担金、項1分担金、目3災害復旧費分担金、節1町単独農林水産施設災害復旧費分担金の100万円の補正につきましては、林道大雲取線の災害復旧費に係る受益者分担金で林道大雲取線的那智高原より約8キロメートルの地点で谷川の路側擁壁が10メートルにわたり洗掘されております。その部分に係る災害復旧工事の受益者分担金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

歳出の部です。

款5農林水産業費、項2林業費、目3林業振興費、節8報償費3万円と節11需用費の46万5,000円につきましては、鳥獣害の有害対策としまして、銃器が使用できない地域での有害駆除及び有害鳥獣追っ払い用の大型花火の購入と花火の取り扱いに係る花火用ホルダー100個を購入するもので、報償費3万円につきましては、花火の取り扱いにありましては安全対策のため講習会等の受講が条件となります。そのため講習会の謝礼2回分を計上しております。この花火による獣害対策の実施に当たりましては、安全対策講習会の受講者を募集し講習会を受講した者に限り使用を行っていただくとする予定でございます。現在行っております有害駆除と同様、各地域からの被害届及び要請等に基づき、花火による追っ払いを実施していく予定でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節1工事請負費の200万円については、先ほど歳入のところで申し上げました林道大雲取線の災害復旧に係るもので、林道大雲取線、那智高原から約8キロの地点で谷川の路側擁壁が洗掘されておまして、そこの復旧に係る復旧工事でございます。

観光産業課の関係につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額393万8,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分11需用費122万8,000円でございます。説明欄記載の印刷製本費78万8,000円につきましては、大谷地区残土処理場のトラックスケール、ダンプトラックの土砂積載量測定の伝票の用紙代でございます。1日のダンプトラックが約100台、年間使用枚数2万7,000枚の伝票の用紙代でございます。1枚約29円でございます。光熱水費44万円につきましては、ダンプトラックの土砂積載測定プレハブ事務所の電気及び水道料金でございます。節区分12役務費28万円につきましては、説明欄記載の通信運搬費22万円としての電話代と、手数料6万円につきましてはトイレのくみ取り料でございます。節区分19負担金、補助及び交付金243万円につきましては、説明欄記載の新規団体高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会への補助金50万円でございます。国土交通省への要望活動の旅費等でございます。災害派遣職員給与等負担金193万円につきましては、岩出市から災害工事関係で派遣いただいている職員1名を急遽3カ月間の延長をお願いした分の給与等でございます。

お手元に配付させていただいてます資料をごらんください。

5月9日に設立いたしました高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会の規約、役員名簿、事業計画、設立趣旨及び参加団体名簿でございます。本協議会は、近畿自動車道紀勢線で事業化されていない串本から市屋間、約20キロメートルの早期事業化に向けての民間24団体の協議会でございます。事務局は建設課でございます。すさみー那智勝浦間建設促進協議会及び串本町の民間団体とともに、特に地元の女性の熱意を前面に訴えて要望をする予定でございます。50万円の内訳につきましては、国土交通省、近畿地方整備局への要望として大阪市への日帰り旅費、役員3名と事務局1名の2回分、さらには国土交通省及び地元選出国会議員への要望として東京への1泊2日旅費、役員3名と事務局1名の2回分、さらには要望書の印刷製本費、合計で50万円でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 教育委員会関係の御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして9ページでございます。

9ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、補正額2,954万5,000円。節区分3学校施設環境改善交付金でございます。説明欄記載の色川小中学校統合施設整備事業、これにつきましては補助率55%の補助率でございます。小学校空調設備等整備事業、これにつきましては3分の1の補助率でございます。それぞれの補助金を受け入れるものであります。

続きまして、歳出になります。

14ページ、15ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、補正額64万8,000円。節区分14使用料及び賃

借料でございます。これは本町に2名来ていただいておりますAL Tの宿舎に関することでございますが、現在は浦島のほうの社宅を借りて住まわらせていただいております。これに入るときにつきましては浦島の御厚意で権利金、敷金等々がございました。今ここに住んでおりますが、住んでおる2人から場所を変わりたいと、ちょっと雨漏りが気になってしょうがない、虫が飛んできてしょうがないと、またそういう本人たちの希望もございまして、じゃ民間の施設を借りてAL Tに住んでいただくということで、民間のアパートを借りるための権利金、敷金類の額をここに補正で上げさせていただきます。あと、部屋代につきましては町のほうから2万円の補助で、あとは本人たちの支払いと、そういう形になっております。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費、補正額1,238万2,000円。節区分15工事請負費であります。説明欄記載の空調設備等整備工事費であります。これにつきましては、私も事務局として非常にづらいことになるんですが、26年度の当初予算で小学校の空調設備の予算を御可決いただいております。それで、その3月の末に1月の臨時議会で設計委託した答えが出てまいりました。その設計委託とこの26年度予算をつくる前の昨年12月段階の仮見積もりとの差額がこのように出てしまいました。これにつきましては、理由といたしましてパイプ等々の延長距離が延びたとか、そういうことが、まあ資材の高騰の若干あります。キュービクル等の中身を一部変えないかん、そういうことがございましたが、1,238万2,000円の実施設計と差額が出ておりますので、それをここで補正としてお願いするものであります。

目3色川小中学校統合整備事業費、補正額4,115万9,000円。これにつきましては26年度当初におきまして色川小・中学校新築関係では地質調査、それから解体業務設計等を御可決いただいておりますが、今回出させていただきますのは、解体の工事費をここに上げさせていただきます。12役務費、手数料として引越し等の手数料。13委託料106万4,000円、これは小学校校舎解体撤去工事の監理業務委託費であります。14使用料及び賃借料1,238万7,000円、これは仮校舎借上料でございまして、小学校を解体いたしまして、中学校で子供たち、小学生を勉強させるんですが、それで給食が中学校ではございませんので、給食をつくる場所及び小学校の備品等を保管する倉庫のリース料をここにお願いするものであります。15工事請負費2,738万3,000円、これは説明欄記載の小学校の解体工事と中学校の中における小学生用の教室の間仕切り等の工事費でございます。

続きまして、項4社会教育費、目3子ども会費。この本日の提案につきましては、子ども会の運営につきまして、那智勝浦町は県のほうから年間80万円の補助金をいただいております。その県の補助金の要綱といたしまして、子ども会事業に補助をしている町に対して補助をするという形でございます。現在那智勝浦町は直接町が子ども会事業を運営しておりました。そういうことだったのでございましたので、子ども会の運営を子ども会の運営委員会のほうでやっていただいて、そのやっていることに対して町は補助をしようということで、費目の変更をここでお願いするものであります。ただ本体、町の予算の中にも報償費、報酬は残しております。ですから、今回のお願いにつきましては、旅費減額の20万6,000円、需用費減額34万1,000円、役務費減額4,000円、使用料及び賃借料61万4,000円の減額、それを節区分19負担金、補助及び交付金

として116万5,000円、子ども会へ補助として運営委員会のほうに補助したいと、そのようなお願いでございます。

最後に、目5 図書館運営費、補正額13万6,000円。これにつきましては、備品購入、空調冷暖房機ということで、図書館3階建てでございますが、1階の部屋のクーラーが壊れてしまい、新しいものと取りかえさせていただきたいと、そのようなお願いでございます。

教育委員会は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） お尋ねをします。

先ほど説明があったんですけど、学校の空調設備等整備工事で予算が足りなかったんでということで追加ということになっておりますけど、これ1,238万2,000円ですか、もう大変多いので、ちょっとお聞きしたいんですけど、これはこの工事は入札とかなんか、いろんな競争入札とかいろんなことをしてこういうふうな値段が出てきたんでしょうか、その辺、この最初との余りの差にあれなので、ただ、計画立てるときに、ここへつけるのにパイプが少し長くなった、やれ何やとか、そういうふうな簡単なことでこんだけ伸びるというのがちょっと納得いかないもので、高くなるということが納得いかないのね、ここの部分はどういうわけでこんなになったんか、もう少し丁寧に。

それでまた、これ競争入札したんか、そこら辺も、業者が随意になってるんか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員御質問の件でございます。

これにつきましても先ほどちょっと申ししたんですが、私ども当初予算を組む段階では大体11月、12月中にいろいろ計画をして予算を組み立てるということでございます。その時点で、まあ業者をお願いして、これは有料ではなく無償で仮見積もりという形でやっていただいていたわけなんです。それをもとに新年度予算のベースをつくるわけなんです、たまたまことしの場合、1月の臨時議会で小学校、中学校の空調については設計を先にやれという6番議員からの御提案もございましたので、臨時議会で予算をいただいて実施設計を組ませていただいております。新年度予算についてはその12月の仮見積もりの中での予算書でありました。そして、この3月の末に実施設計、空調の答えが出てきましたら、こんなけ差が出てしまった。私ども金額がかなり大きいので中身についていろいろさせていただいております。

これは小学校5校分でございます、金額で言いますと、設計書の段階でございますが、当初設計と、宇久井小学校で560万円違いが出たり、市野々小学校は110万円、勝浦小学校で130万円、下里小学校で460万円、太田小学校はマイナスの40万円と、そのように差額が出ております。それはいろいろあるんですが、まず一つ、全部の学校にふえたりしたのがアクティブフィルタという部分がクーラー等をたくさんつけたときに、同時につけたときに火災のおそれがあるということもありましたので、それをつけるようにということで、各学校にアクティブ

フィルタを宇久井では2台、市野々に1台、勝浦で5台と、一台一台につけるわけではないんですけども、そういうのをつけなければならないような、クーラーをたくさんつけるとつけないてはならない。そして、先ほど申させていただきましたように、当初仮見積もりで予算を出したときに、ここへクーラーを置いて、ここへ室外機を置いてという簡易な、安易な計算をやっておりましたが、そこが耐震壁で、そこに穴をあけることはできなかった。それによって室外機を置くところが20メートル、30メートル先になってしまったとか、そういう部分がございます、かなりの金額、先ほど言いましたように学校別でいろいろまちまちなんですけども、増額があったと。宇久井についてはキュービクルの容量変更を行わなければならない、それだけで87万5,000円とか、そういう設計上の金額が出ております。

それで、入札金額が私どものはじき出した、まあ業者に頼んで出てきた数字ですけども、その金額が足りないもので入札ができないと、各小学校、この夏までに皆つけさせていただいて稼働させたいという希望はありましたけども、こちら当局、役場のほうの予算不足で入札執行ができずに今までずるずる来ております。ですから、これを認めていただいた上では、即座に入札にかからさせていただいて、夏にはちょっと間に合わないかもしれません。そのキュービクル等々がもう品不足で、5月の段階で、この夏までに間に合わない、そういう産業界の事情もあるようですが、ぜひともこれをもうこの議会でお認めさせていただいて、小学校5校分、一気に入札をかけさせていただきたいと。ですから、まだ入札等々は何もかかっておりません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） じゃその仮見積もりをされたところと設計された、今度本見積もりですね、それのところは違うところでされたんですか。

それと、そこのところと、入札業者がどれぐらいこんなときは参加されてるんでしょうか。ちょっとその点をお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 仮見積もりの業者と実施設計の業者は同一でございます。

そして、那智勝浦町の場合、設計屋は3軒、登録ございますので、3軒の中で競争していただいております。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 設計のほうは3軒ですね。この業者の今度入札させるときにもまたその3軒でやるわけですか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 実際の工事の発注等々の入札につきましては、今回これ設備屋よりも電気屋さんを、町内の7軒ほどあると思いますので、その競争入札でやっていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） お尋ねいたします。

まず11ページ、節19の明日をかたる那智勝浦町活性協議会補助金についてであります。

この資料を拝見しますと、本町の関係団体が委員であるという記載がございます。この本町の関係団体とは具体的にどういったものを示すものかということと、その前の事業というところで、本町のまちづくりという表現がございます。この本町のまちづくりというのは具体的にどういったものを指すものなのか。例えば、地域文化の継承であったり、教育であったり、子育てであったり、観光振興であったり、防災であったり、そういう広範囲なものを示すものなのかどうかということについてお尋ねいたします。

続きまして13ページ、同じく節19の高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会補助金についてであります。

高速道路の延伸につきましては、防災、医療体制づくり、観光振興などで大変意義のあることであると私は理解しております。その一方で、高速道路をつなぐためには周辺の市とか町の動きや連携というものも非常に重要なところであろうかなと思います。この点、他の市とか町の動きについて、もし情報がありましたら教えてください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お尋ねの明日をかたる那智勝浦町活性協議会でございます。

構成団体といたしましては、団体への推薦といたしまして、みくまの農業協同組合、南紀勝浦温泉旅館組合、南紀くろしお商工会、勝浦金融協会、那智勝浦町観光協会、勝浦漁業協同組合の団体より推薦された方、また、公募によりまして入られた方もございます。

ちょっと説明が後手になりましたが、地域の若者がまちづくりの主体となり、創意工夫し那智勝浦町の活性化を推進することを目的として、平成26年5月22日に、また再結成をされております。団体よりの推薦が6名、公募が7名、町の関係者が2名、事務局2名の17名の現在構成となっております。

昨年は町長の私的な諮問機関としまして7月より毎月1回、9回開催されまして、この基本テーマなんですけども、人口の減少の歯どめを選びまして、その対応について検討を重ね、26年3月25日に町長まで報告書を提出をされております。

今年度につきましては、一般の団体となりまして、県、それから町から補助金を活用し、昨年の検討結果をもちまして地域づくり、まちづくりについて先進地視察を行いたいということでございます。テーマにつきましては人口の減少の歯どめをということで、内容については種々あります。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会の関係で、周辺の町の動きについてでございますが、まず1つ目は、すさみー那智勝浦間建設促進協議会、これは事務局が串本町の建設課です。これは行政及び議会の団体でございまして、すさみ町、串本町、古座川町、太地町、那智勝浦町がそれぞれ協議会のメンバーとして参加しております。

それと、串本町の民間団体「みんなの高速道路」という団体がございます、これは民間団体が中心でございます、その中には行政等も含まれております。

すさみー那智勝浦間の関係につきましては、現在この2つと、今回立ち上げた私どもの高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会の3つの団体が現在存在しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 明日をかたる那智勝浦町活性協議会、私も非常に関心を以前から持っているところであります。このメンバーは、この委員には公募により選任された者でございますが、今回、今年度はこの公募されているのかどうかというところを念のためお伺いいたします。

それと、今の高速道路の協議会ですね。先ほど申しましたとおり、高速道路の延伸については非常に地域にとってかけがえのないことであり、こういう協議会が発足されたということはいろんな意義があるだろうと、非常に期待されるところであります。

こういった公共性の高い団体というものは、これからも、まあ今もいろいろとあろうかと思えます。こういう公共性の高い活動や団体に対する補助金というのは、同様にこんなことが、こういう取り組みがなされるのかどうかというところをちょっと参考までに、町長お聞かせいただけますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 明日をかたる那智勝浦町活性協議会の公募の関係でございますが、現在特に公募というお話は聞いておりません。ただ、団体の役員さんがかわった、それから地域おこし協力隊のメンバーの方が加わったということで、メンバーは若干ふえているということで聞いております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃっておられる高速道路をつなぐ会のような、地域に対していろいろなことで提言とか協力、いろいろなことの活動をやっていただければいい団体、もしくはそういうような団体があった場合の補助金をまたいろいろつけていくかということだと思っておりますけれども、全体的に公的に地域の活性につながるようなことで努力していただいている団体については、そういうことも含めて検討はしていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ただいまの高速道路の関係でちょっと確認させていただきたいんですけども、50万円の算定根拠は課長の説明でよくわかったんですけども、この補助金なんです、いつまでその補助金を支給していくのかね、そういう点、それは考えてないのかどうか。高速道路のための推進するための補助金ですので、ある程度いつまで来たらここまでで補助金を打ち切るとか、そういうこともあると思うんですけども、その点、ちょっとひとつお答え願いたい

と思います。

それから、次の14ページの小学校の工事請負費、色川小中学校統合施設整備事業費のその工事請負費の関係なんですけども、昨年に昨年度の予算で耐力度調査されているんですけども、予算が27万2,500円でやっているんですね。その調査結果ですけどね、それがちょっと、詳しいその調査結果、聞いてないんで、小学校、中学校、それぞれの状況を説明していただきたいんです。

それからまた、その調査の結果ですね、改修とか耐震工事のできる余地というか、そういう調査結果といいますか、そういうものはなかったのかどうか、出ていないのかどうかですね。

それと、あと地質調査、この当初予算で571万2,000円上げておられるんですけども、既に地質調査はされたのか。もしされてたらその結果、報告してほしいんです。

それから、この間の、これ当初予算でしたかね、その児童・生徒数の将来に向けての検討ということで、色川地区の出産可能な世代ということで質問させていただいたんですけども、20代女性が3名、30から34歳で10名ほどですね、そして30代、もう20代から30代全部で17名ぐらいですか、あるんですね。それで今後、5年後、10年後の児童・生徒数とかどういう、地区のその出産可能な世代と、それによって児童・生徒数がどのように変わってくるのかどうかですね、それを調査検討しているのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会、いつまでかという質問でございますが、現在の目標は事業化していない区間の、まず事業化というところを第1目標にしております。

通常、行政の協議会につきましては、事業化をすれば、今度は早期着工、さらには早期の完成という部分まで進んでおりますので、この協議会におきましても早期完成まで目標に持っていきたいと思っております。

さらに、補助金につきましては、実績に応じまして、金額につきましては今後の課題となっておりますが、できましたら早期完成まで持っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 3番議員御質問の件でございます。

色川小・中学校、昨年度耐力度調査やらせていただきました。その数値等々、今手持ちはございませんが、答えといたしましては両方とも危険、危険という言葉はちょっとそぐうかどうかはわかりませんが、そういう答えが出ております。それによりまして、国等々の補助率等も決まってまいりますので、それで55という数字が出てきております。

そして、本年度当初予算で地質ボーリング調査の費用をいただいておりますが、これはまだできてございません。

そして、児童・生徒数、今後の推移ということでございます。

今のゼロ歳児までが小学校1年に入るまでは、ある程度確実な数として私ども拾わさせてい

ただいております。そして、議員がおっしゃっておられました出産可能年齢の女性、また男性等の年齢も拾わさせていただいております。色川地域につきましては、ほかの地域と若干違う部分で、Iターンの方が入ってこられておる地域で、その世代の方も入って、出たり入ったりもあるんですが、入ってこられるということで、まああそこ、現在の子供にしても10年前よりふえつつあると、まあ大幅にふえるわけではないんですが、そういう傾向もあったりもしますので、予測は普通の過疎集落、俗に言う限界集落で子供がいなくなっていくという推測の域とは違う人口の流れをしている地域だと思っております。ですから、そこで将来、20年先の児童・生徒の数の予測というのは非常に難しいのではないかと考えております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今の高速道路の関係の補助金の関係なんですけども、それに、そしてまた先ほどの明日のあれもあるんですけども、以前、町のほうで大変予算が厳しいときに補助金の見直しということでいろいろ検討をしたんですよ。そのときにサンセット方式というて、補助金を出した時点からある程度の結果が出るまでの年数で補助金を打ち切るとか、そういうような方法も検討したことがあったわけなんです。

ですから、この早期完成も高速道路はぜひ当地方には必要な事業なんで、これについては頑張って、その誘致のほうを頑張っていたらいいと思うんですが、そういう補助金、これから出す補助金につきましても十分検討していただきたいと思うんです。出したらそれがもう必ず義務的経費になって、経常経費の需要額のほうへふえて圧迫してきますんで、その点も十分考えて、その補助金については今後も検討していただきたいと、そのようにお願いしておきます。これは結構です。

それから、色川小学校のほうなんですけども、ただ危険だというのは、まあ危険だと思うんですよ、このまま放ってたらね。木造ですから耐震改修なり工事もできると、ある程度の。小学校のほうならできると思うんです。中学校のほうの校舎はちょっと斜面に建ってるんで、ちょっと危険な度合いが大きいかもしれないと思うんですけども、そういうことも考えると、これまでの小学校の校舎を改修できるような方法はないのか、そしてまた、不足する校舎については、そこで増築するなりして、ある程度、最小限の費用で何とか存続できるとか、そういう方法とか。

そしてまた、これから少子・高齢化で太田小学校も市野々小学校もこれから人数が減ってくると思うんですよ。ですから、そういうところへのバス通学によってそちらの学校を存続させていくとか、そういう方法は検討されないのか、してないのかですね、そういうことをちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから、地質調査の関係ですけど、まだ未実施なんですね。あの地区、先日配布された洪水・土砂災害のハザードマップ、これ私持ってるんですけども、色川小学校のあたりが土砂災害危険箇所、地すべりのおそれのある箇所なんですね。それでまた、すぐ上が地すべり、土砂災害警戒区域に指定されているんですね。ですから、地質調査してないんですね、まだ。そこで、もうすぐに校舎を解体してしまうと、してしまつたら、ここへもう建てんならんのでしょ

う。地質がどうであろうと。その点どのように考えてられるか、ちょっとお答え願いたいと思います。

それから、少子・高齢化ということで先日の新聞の中でも日本創成会議が人口減少問題検討分科会というところで報告されたんですけども、2010年時点の那智勝浦町の人口は1万7,080人、これが26年後の2040年に9,222人、1万人切れるんですね。それと、出産に適した年齢と言える20から39歳の女性が1,351人から526人、こういうふうに、まあこれは人口の移動がおさまらない場合を条件にした推計ということなんですけども、まあ遠い数字ではないと思うんですよ。そういうふうに少子・高齢化が本町でも進んでいくと。そういった中で、必ずどうしても建てんなんのや、改築せんなんのやという、その考え方なんですけどね、どうなんでしょう、ちょっとお答えいただきたいと思います。町長でも結構です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員御質問の子供の数でございます。

まず最初に、ボーリング等々になります。まだ、先ほど言いましたように、しておりません。私どもとしては校舎を改築して、その間に、解体する間に新しい校舎の設計をして、その設計に基づいていい場所をボーリングして、安全確認をやっていききたいという方向で進んでおりました。

この間、ハザードマップでそういうのが出ておりますが、そこでも、そこで安全かどうか、どこまでくいを入れたら、その地すべり等々に耐えられるのかも含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

そして子供の、先ほどの1万人を切るという推計等々も先日教育長のほうから資料として見せていただいて、ちょっと私どもも勝浦の住民として、勝浦が1万切る町になるんかとショックを受けた数字ではあったんですが、まあ女性の子供を産む年齢の方の比率が減ったら必ずゼロに近づくという、まあまあ至極もつともな推論だと思います。

先ほど数字もおっしゃられておりましたが、勝浦もそういう、やがてそういう時を迎えるんであろう。ただ、それを各地域に当てはめて、色川の場合はこう、勝浦の場合を勝小の場合はこうというふうに当てはめて考えるのはちょっと難しい部分がございますし、色川の人口の中で20代から30代の女性の方の比率等は出してませんけども、結構ほかよりは高いかもしれないなど、今この議場で考えたりもしておりました。

そういうことで、子供たちが将来、もう6年先まである程度読めますが、10年先、15年先の数字は読めないのが現状でございます。色川の特性、先ほど言いましたように、いろいろ出入りはある中でもふえてきて、Iターンの方が入っていただいて、その方が子供、小学生児童の親御さんであったりしますので、若干ほかとは違う動きをすると思って、今この事業を進めていこうと思っております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 解体した後でその地質調査を行って場所を決めていくと、そういうことなんです。

もしそのハザードマップでも示されているとおり、地すべりがある危険な箇所というのは、もうこの表にも、マップの中にも載っているわけなんですね。ですから、危険な、そのおそれのある箇所なんですよ。ですから、そういうやはりきちんとした地質調査もきちんと済ませた中で検討していただきたいと思うんです。安全を確認していただきたいと思うんです。

それと、確かに色川地区は今入植者の皆さんでふえてきて、それでその人数もそういうことで進んでいるんですけども、ちょっと次長の話と、答弁聞いてたら、希望的な観測が大変多くて、本当にもうあそこの地区がまだまだ耕作地が幾らでもあるような、幾らでも来たら受け入れられるんだというような希望的な観測を言うてるような気もするんですけども、大変厳しい将来だと思うんですよ、こういう日本創成会議もこういうことを出してるんですからね。ですから、もう少し検討して、何らかの、できる限り負担の少ないような方法でこれを進めていくとか、そういうような方向は考えられないものかですね、ちょっと答弁いただきたいと思います。町長でも結構です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 小学校、中学校、両方の学校を同時に建てようという、今計画でございます。中学校も議員おっしゃられたとおり、ちょっと道からいけば下がったところ、運動場からいけばちょっと上がった中途半端な地形の上で建てさせていただいて、あそこにも危険という部分がございます。あれもそのままでは中途半端な高さもございますので、あれを壊したりするんであれば、そこに小学校なり中学校を持っていく、まあ小学校も危険というのなら、そこをして、小ぢんまり、小学校と中学校を1つの学校としてという計画でございますので、危険な建物だということの中での判断としてお含みいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） いろいろ教育委員会のほうにも言うてるんですけど、町長にちょっと一つ。

町長の担当事務ということで、その公の施設を設置したり管理したり、また及び処分することということで地方自治法の中でうたわれているんですね。ですから、学校を建てることについては町長の担当事務だと、全責任が出てくるんだということを町長におかれてはよく考えていただきたいと思うんですよ。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） まず、色川小・中学校の人口動態からすると、前向きに考えるんか後ろ向きに考えるんかということも一つあるかと思うんですけども、確かに耕作面積は少ないかと思います。ただ、そこで今までやってきた経緯の中で見ますと、ある程度的人数が確保できるというのは、中学校卒業するまで、今から15年ぐらいの間はあそこの子供たちが安全なところで快適な校舎で教育を受けれるというふうな形が一番望ましいんじゃないかなというのがあります。

ただ、そこがマップ上、初めてああいう土砂災害的なマップ、ハザードマップを出したときに、那智勝浦町全体で見ますとほとんどのところ、まあ平地のところは以外として、中山間地

のところはもう皆、そういう場所になっております。そういう中で、選択としては、あの地域が今までの中で、さらにボーリングした中でもどれぐらいのものの工法でやれるんかということも検討して、できるだけ安全な方法を。

色川小学校とか、そういう中学校の教育のあり方もいろいろ教育長とも話ししております。町で登校拒否とかいろいろな精神的な障害というんですか、そういう子供たちを受け入れて、あそこで精神的に安らぐような教育もできたら受け入れるような形もとれないかということも言っておりますし、そういうことも含めていろいろな前向きにその存続も考えていくと。

先ほど明日をかたる会じゃありませんけれども、人口減少も、見て端で何も手を添えんといった場合にはそういうこともあろうかと思うんですけれども、少しでも人口減少を防ぐような方策も考えながらこれから進めていくのが地方のあり方じゃないかと考えます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この11ページに、明日をかたる那智勝浦町活性協議会補助金として23万5,000円が計上されております。私ね、初めこの議案書を配付してもらったとき、23万5,000円の根拠とです、これは当初です、昨年結成されたときは町長の私的な諮問機関とかという、諮問機関といっても私的なものであるんで懇談会みたいなもんかなあと、予算措置もしてないという中で、会則もないという中で、これはそういうような私的な懇談会として皆さんにしゃべる場を与える、しゃべり場でもってしゃべってもらおうと、いろんな夢とかいろんなものを語ってもらうという会かなと、それに何で23万5,000円、私的なものに出すんかなという、そういう認識でございましたが、今聞きますと、まあまあ解散して改めて協議会をつくるということになったということですが、もう解散したんですね。もう新たな組織という認識でよろしいんでしょうね、この協議会は。

そしてですね、今下崎議員もいろいろ質問しておりましたが、その前に、13ページの自主防災組織支援補助金、これに100万円が補正されてある。この100万円については、県が支援金として、避難路の支援金として交付されてある補助金です。この合計で300万円ということでお聞きしましたがね、今。今までだったら原材料支給ということで原材料を支給して、地域の自主防災組織なり区の方、あるいは有志の方に交付してですよ、原材料を支給して小規模な避難路をつくってもらってると、これについてお願いしてるということでしたがね、この補助金という形にするということですので、何割補助するんですかね。要綱もつくってあると思うんですね。その点についてもお聞きしたい。

そして、今色川小学校の件なんですけど、当初予算で4,189万7,000円、また補正して8,305万6,000円、まあ1億円に近いお金がことし予算化されてある。その当初予算のとき、私も質疑の中で一つお願いしたと思うんですよ。御父兄の方にね、保護者の方に、小学校ならまだしも、中学校になれば専門の教科の先生は必ずしも配置できませんよと、そういう中で、やっぱり学習については専門の先生が、まあ数学の先生が理科を教えるとか社会を教えるということになれば、その先生もそういう数学の先生はですよ、理科の専門ではないんで、英語の専門でもないんで、なかなかかけ持ちしても十分な学習をさせることができるかどうかという

と、やっぱり疑問ですね、私としては。

そういうことも含めて、それでもやはり少人数学級でもって子供たちをですね、自分の子供たちを教育してもらう方がええんやということになったんかどうか、そこらあたりもひとつお伺いしたい。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お答えいたします。

自主防災避難路整備支援補助事業のわかやま防災力パワーアップ補助金、9ページになります。これにつきましては200万円のうちの100万円を受け入れております。これは自主防災組織等が避難路等を整備する原材料費の補助の分でございます、こちらにつきましては100%町から自主防災組織等に原材料費分について100%補助させていただいております。

それと、もう一つは、歳出のほうで13ページのほうで自主防災組織支援補助金というのがあります。こちらのほうは、2分の1補助のほうの自主防災組織の支援補助金でありまして、今でしたら備蓄のものとか、いろんな物資を購入していただいているんですけど、そちらのほうについては2分の1、これをちょうど同時にこのページの13ページでは国庫支出金100万円が入ってきて、ここ100万円補助してるような形になってますので、ちょっとこれは混乱しますが、2つの補助金の歳入と歳出が出るような形でここに表示されております。

それともう一つ、明日をかたる活性協議会のほうでございますが、新たな組織かと言われましたら、もう会則も全然違う新たな組織、一般の団体ということになります。ただ、メンバー的には昨年度から、まあ若干メンバー変更はなって追加もされてますけども、メンバー的には変わりのないもので、今度5月22日でしたか、新たに会則もつくり直しして一般の団体として活動することになっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員お尋ねの件でございます。

色川地域の保護者等々の話し合い。私ども校舎建築に当たっての検討委員会というのも教育委員会主導で各色川地域のほうで開催させていただいております。その中には、小学校の保護者、会長、副会長、それで中学校の会長、副会長、4名参加いただいております。まだ回数的には2回しか開いておりませんが、会自体が建築の検討委員会でございますので、太田や市野々の小学校のほうへ通いたいという意見は、そこでは出ておりませんが、ただ積極的に小学校、中学校であればこういう機能を持たせてほしいとか、そういう意見を出していただきながら、今そういう地域の保護者の方との接点は設けさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 総務課長、あのね、あなた、ことしの3月議会では総務課長ではなかったと、税務課長だった。総務課長の藪本課長がね、今後は、今まではこの自主防災組織なり、地域の方がですよ、まあ区も含めてですね、地域の方が避難路をつくってもらう場合は、今まで

は原材料支給でいきましたが、今後は補助金という形で支給したいと、しますと、それは東議員の一般質問の中でお答えがあったと思うんです。

だから、今の総務課長の答弁は、3月議会との、前任者であったとしてもですよ、行政の答弁と違うんですよ。一貫性がない。ことしもやっぱり原材料支給でいくんですか。ことしはもう補助金という形ですね。まあ原材料支給であったとしたらですね、やはり経費の無駄という、私も見たところ経費の無駄もありますわ、実際問題。申しわけないけど。だからね、そういうこともあって、やはり補助金として補助要綱をつくりましてね、補助金として交付していくんやなど、そういう認識でもってやりとりを聞いておった。だけど、今聞いておるとね、えらい3月の話と全然違う方向で、また従来と一緒に方向でやっていくと。

私も自主防災組織の宇久井のですね、区とか自主防災組織の皆さんとの懇談会の中で、これからは補助事業、補助金として交付するんだと、そういうことでひとつ皆さんも認識していただいたほうがええんとちゃいますかという話もしたんですよ。なのに、今聞いてみると全然違うんですね。その点どうなんですか。幾らかわっても行政の継続性というのは、ここで言ったことについては、やはり責任持ってもらわんとね、私らも恥かきます。そこで、それについては後でまた。

それでは、明日をかたる協議会ですか、これは前回の町長の私的諮問機関といいますか、懇談会が発展的解消して新しく生まれ変わったという認識でよろしいんでしょうね。もちろん公募によってやるということでもありますんで、やはり補助金を交付するんですから、やはり補助金を交付するのであればやはり会則でもって、補助金を交付するんですから、だからその会則どおりメンバーについても公募もしていただきたいという方向でお話ししていただきたいと思います。お金出すんですからね、うちのほうで。そういうことでお願いしたいと思います。

それで、学習環境については、次長、前にね、この学習環境については、こういう学習環境にあるんですよと、それでも少人数学級で自分の子供たち、子弟を教育していくほうがいいんですかという問いかけはしてくださいよとお願いしたと思うんですよ。教育長もそういうこともやってますという話だったと思うんですね、3月。だからその点について、やはり約束は約束なんで、やってもらわんと困るんですよ。やりますと言うたんだから。その点についてお答え願います。

○議長（森本隆夫君） 時間延長を行います。

[16時44分・時間延長]

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 失礼をいたしました。私ちょっと説明不足になっておりました。

昨年、その原材料費の分については補助金として交付するというので、ことしの分の、平成26年度は御可決いただきました予算書138ページにありますけど、自主防災組織の支援補助金というのが200万円で、それプラス今100万円の補正をお願いしております。

それともう一つは、避難路整備支援補助金200万円がございます。これにつきましては、前は原材料費で支給してたものなんですけど、これも補助金として支給させていただきます。原材料費と言いましたのは、前に原材料費として直接支給させてもらった分が補助金として変わりますという意味で説明させていただきました。説明不足で申しわけございません。

それと、明日をかたる活性協議会のほうの公募のお話ですけども、会の趣旨からいったら、もう当然これ公募されるべきもんであります。今の公募されたメンバーの方との人数との関連もありますけども、定期的に公募するような形で一度お話しさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 6番議員、今お尋ねの件でございます。

非常に恥ずかしい話ではありますが、お約束したということのを失念しております。全然記憶になかったもので、答弁もちょっとあっちゃ向いたような答弁になっておりましたが、そういう3月議会でのやりとりがあったということでもありますので、また地域の保護者、保育所の保護者も含めてになろうかと、今後の小学校、中学校の保護者になる皆さんのそういう意向も確認しておきたいと思っております。どうも失礼いたしました。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） どういう形で色川小学校、中学校が存続するんかわかりませんが、これから。あの場所へ行くんか、それとも土砂災害のハザードマップによりますと地すべりの危険警戒区域やという話もありますんで、そこをあえてやれるんかどうかという話もあります。また新たにそういう安全な場所を求めていくんか、それとも、土砂災害を防止した上で新しい校舎を建てるんかという、そういう選択もあると思うんですけどね、その学習環境も大事だと思うんです。

私は知らなんだよと、そんなんやったらほかの学校へ1人2人と、まあサッカーの話もありますけど、サッカーできるところへ行ったという話もありますけどね、そんなんだったら、ほかの大きな大規模校へ行くよということになって、人数少ない上に、また少ななったら、学校の経営成り立っていかん、できませんので、そこらあたりも十分理解してもらった上で建てて、それでもええんやという話であれば、そういう話もちゃんと聞いた上で、これから進んでいっていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員御指摘のとおり、地域とのコミュニケーションをもう少しとりながら事を進めてまいりたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） いろいろと色川小学校の件で御指摘もあると思うんですけども、あの地区につきましては、40年前からIターンを受け入れて一生懸命新しい方を外から呼び寄せる運動をなさっておられます。そしてまた、その赤ちゃん、今おっしゃったように若い人がというのもあるんですけども、60歳以上の方が若い人と結婚して子供も生まれてます。そういう方も何

人かおられます。だからもう、皆さんが一丸となってあそこで頑張っていこうと一生懸命やっておられますので、私はぜひとも、まあ高いものはね、立派なものは別にあれなんですけども、予算に合ったものでいいものをつくっていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 質疑やないね。

〔9番松岡大輔君「済みません」と呼ぶ〕

ほかにありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 2点お聞きします。

先ほど湊谷議員さんが言われたとおり、今回の自主防の100万円なんですけど、前回当初予算で200万円の予算をつけていただいたということで、今聞いたら、これ県費補助のやつで避難路整備支援事業でこれ100%の補助するということで、自主防にということですよ、これ当初予算で入ったあるやつは。で、県から100万円いただいて町から100万円の200万円で避難路整備ですね。

僕一般質問させていただいたときに、当時の総務課長さんの話では、各自主防からの整備資機材ですか、そういうやつとか、備蓄品とかというのが要望が多くて200万円の予算をつけたということなんですけど、これ資機材とか備蓄品で、この補正で出てくる100万円の補助金ですか、これ半分の補助金で200万円分の補助金ということなんですけど、ということは、これさっき聞いた説明でわかりにくかったですけど、ざっくり言うと、避難路に200万円、自主防災の備品とか、そういうやつに200万円というような解釈させていただいたらよろしいんですか。

その辺が1点と、大谷の土砂捨て場のことなんですけど、光熱水費とか印刷製本費とか出てきてるんですけど、実際いつごろから稼働ができるんか、その辺をお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 自主防災組織と、それから避難路に対する補助金の関係でございます。説明が十分でなくて申しわけございません。

先ほど議員さんおっしゃっていただいたように、自主防災組織の組織に対する備品とかの購入、備蓄品とかの購入につきましては200万円で、それが2分の1補助される。100万円の補正を今回これをお願いしています。

もう一つ別に、以前にあった避難路の原材料費として使われていた補助金、あれは100%の分なんですけど、それは同じ100%にしておいて、今度は避難路支援補助金として別に200万円つけさせていただいている。ですから、おっしゃられたとおりであります。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

大谷の残土処理場の関係でございますが、既に5月8日からダンプが搬入しております。そ

のときには、当初でトラックスケール、積載量、最初のうちは一部の用紙がございましたので、それで現在対応させてもらってるんですけども、それは一部でございますので、今回1年間分の用紙等の補正をお願いしております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いませぬ、もう一度その補助金の自主防のほうなんですけど、ということは、これ避難路のほうで200万円ですな、これ、県費と町の。当初予算で、じゃ備蓄品とかというやつが200万円当初予算で出たあて、今回補助金で合計300万円ですか。これが自主防の負担金が半分あるんで、50%あるんで、600万円の備蓄品が整備できるということですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 説明が十分でなくて申しわけございません。

300万円の、今回200万円の補助金で自主防災の支援のほうの200万円の補助金にプラス100万円していただきまして、合計300万円になります。600万円の事業に対しまして300万円補助される、2分の1ですから600万円の事業があつて、その分の300万円を補助されると。

それとはまた全く別に、その避難路のほうの整備の事業がありまして、その部分につきましては、200万円なんですけども、県のほうから100万円おりてくるということで、その歳入をちょうどここへ入れさせていただいて、それを一緒に計上してますんで、ちょっとごっちゃになるような状況になってます。申しわけございません。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これはあれですか、今回補正で出てきてるんですけど、備蓄品とかそういう資機材のやつなんですけど、これ追加で、例えばこういうやつを欲しいとかという要望があったら、また補正という形を考えてられますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 少ない貴重な財源、自主財源ということになりますので、大枠はとりあえず300万円というふうなことで考えております。当初予算につきましてもできれば200万円を抑えたいということで当初予算を組ませていただいたんでございますが、要望が多かったのと、それから自主防災のその防災力の強化に期待するところがかなり大きいものですから、できるだけということで100万円の追加させていただいたような状況でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

1番左近君。

○1番（左近 誠君） 11ページの電子計算費、社会保障・税番号制度導入準備委託というところなんですけれど、2,118万円ですか、これを計上されておるわけですが、この番号制度ですね、2016年から年金、医療など社会保障や税の分野における個人番号の利用が始まるということなんですけど、これ、ここに書いております費用のそのほかに、これから事業が始まるということで段階によってずっとこう続いて、2015年10月から個人番号の通知と、2016年1月から個

人番号利用開始と、それといろいろ2017年1月には情報提供ネットワークシステム運用開始とか、2017年7月、自治体との情報連携開始やというようなことをうたわれております。この費用というのはこれから追加で要っていくものなのか、どうなのか。

それと、こういうシステムが始まったら、職員の教育というんですか、これはいろいろされておると思うんですけど、その準備ですね、職員のこういう運用するときの教育というんですか、それもあわせてお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お尋ねの社会保障・税番号制度でございます。

公平な社会保障制度の基盤となるものということで、個人番号カードを交付し順次利用していくものとなっております。これは平成28年1月から、必要な方、希望者ということで番号が交付されます。その事前に、28年1月の事前に個人宛てに個人番号がまず通知されます。そこから必要な方だけ順次利用可能にして、それから分野を広げていくということでございます。年金、雇用保険、医療保険、福祉の分野で活用されることとなります。

今那智勝浦町の電算機の中にはその個人番号という項目キーがありませんので、その全部の業務に関して、もうほとんどの業務に関してその個人番号のキーをつけていくこととなります。その番号で検索したり、その番号を出力したり、ほかからネットワークでつながるといような形にもなろうかと思えます。

システム開発費の関係なんですけども、当初予算で2,160万円、予算でいただいております。今回補正額で2,118万円追加補正をお願いしております。この分につきましては、主に厚生労働省、総務省と厚生労働省関係がありまして、厚生労働省関係が今回補正の対象とさせていただいております。合計4,278万円、今ございますけども、あと今後なんですけども、概算ですけども、介護とか総務省分、平成27年総務省なんかのもありまして8,000万円ほど、まだ必要になってくると、そういうふうなことを聞いております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） この税のこういう導入で、まあいうたら、いろいろ進んで、税を納めない人もないとかというような形になると思うんです。それと、これ職員の教育っていうようにうたわれておるわけですが、これはどんなんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 番号制度の整備に当たりまして、各種法律のほうも整備されてまいります。それと同時に、個人情報、今でも職員は取り扱いをしておりますけども、税番号制度の導入に伴いましてそういう研修、情報保護の研修も必要となってくると思います。そのあたりは法律が整備されてまいりますので、そのあたりでやれること、やらなければならないこと、それからもう一つは、やっぱり個人情報取り扱いで当然職員としてやらなければならない研修もあろうかと思っておりますので、そちらのほう、どちらかで個人の研修もされるものと考えております。していくものと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第50号 太田川取水・浄水施設築造（機械・電気設備）工事請負契約について

○議長（森本隆夫君） 日程第24、議案第50号太田川取水・浄水施設築造（機械・電気設備）工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第50号について御説明申し上げます。

〔議案第50号朗読〕

次のページをお願いします。

入札執行調書でございます。

6月2日に指名業者5社で入札を行い、扶桑建設工業株式会社和歌山営業所が落札いたしました。契約額7億8,516万円で、うち簡易水道事業分1億2,012万9,400円、水道事業費分6億6,503万600円でございます。請負率91.5%。工事概要につきましては、取水施設場内配管、場内整備一式、電気室建築附帯、塩素注入設備、電気計装設備工事でございます。なお、電気計装設備につきましては、高圧受変電盤、非常用発電装置、制御計装設備、中央監視設備等がございます。工事期間は平成27年3月13日となっております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時07分 散会